

○岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年6月29日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し、他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公募等)

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。この場合において、市長等は、当該施設の設置目的等により必要があると認めるときは、申請者の資格を定めることができる。

2 市長等は、前項の規定により公募するときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

(1) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、所在地及び建物、設備等の概要並びに設置目的

(2) 申請者の資格

(3) 指定管理者の指定の申請をすることができる期間

(4) 前号の申請に際して提出することが必要な書類

(5) 指定管理者の候補者の選定基準

(6) 指定管理者が行う管理の基準

(7) 指定管理者が行う管理業務の範囲及び具体的内容

(8) 利用料金に関する事項

(9) 指定管理者を指定する期間

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該施設の指定管理者として業務を遂行する能力を有すると認める団体の同意を得て、公募によらずに当該団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

(1) 次条の規定による申請をする団体がない場合

(2) 次条の規定による申請をした団体の中に、第4条第1項各号に掲げる基準に照らし指定管理者として適当なものがないと市長等が認める場合

(3) 施設の設置目的、性格、機能等を考慮し、公募によることが適当でないと市長等が認める場合

(4) 緊急の場合その他公募によることが適当でない理由がある場合

(指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長等に提出しなければならない。

(1) 申請者の資格を有していることを証する書類

(2) 施設の管理に係る事業計画書

(3) 施設の管理に係る収支計画書

(4) 当該団体の財務の状況を示す書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が施設の設置目的等に応じて定める基準

2 市長等は、前項の規定による選定を行ったときは、その結果を前条の申請書等を提出したもの（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

3 市長等は、前項の規定による通知をした後、第1項の規定により選定した候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、当該候補者以外の申請者のうちから新たに同項の規定による選定を行うことができる。

(指定等)

第5条 市長等は、前条の規定により選定した候補者を法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その事実を証する書類を沿えて、その旨を市長等に届け出なければならない。

- (1) 名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 定款等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

3 市長等は、第1項の規定による指定をしたとき又は前項の規定による届出（同項第1号に掲げる事項に係るものに限る。）があったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第6条 前条第1項の規定により指定を受けた指定管理者は、市長等と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 協定の期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第7条 市長等は、施設の管理の適正化を期するため、指定管理者に対し、管理の業務及び経理の状況等に関し、定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に

調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第8条 市長等は、指定管理者が法令の規定に違反したとき、第6条の協定に違反したとき、前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

3 第5条第3項の規定は、第1項の規定による指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

4 市長等が第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責を負わない。

(事業報告書の提出)

第9条 指定管理者は、毎年4月30日までに、市長等が定める事項を記載した前年度分の事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度における当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第8条第1項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、速やかに、管理を行わなくなった施設及びその設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を受けたときは、この限りでない。

(秘密保持義務等)

第11条 指定管理者の役員(法人でない指定管理者にあっては、その構成員)及びその職員並びにこれらの職にあった者は、施設の管理に係る業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

2 岩見沢市個人情報保護条例(平成15年条例第19号)第7条から第9条まで、第11条(同条第3号ただし書を除く。)、第13条及び第31条(同条第3項を除く。)の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「個人情報」とあるのは「個人情報(公の施設の管理に係るものに限る。)」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第12条 指定管理者は、故意又は過失により、管理を行う施設及びその設備等を損傷し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日後になされた施設に係る指定管理者の公募及び指定の申請の受付は、当該施設設置条例の管理業務の委託に関する規定の内容にかかわらず、第2条及び第3条の規定によりなされたものとみなす。

(岩見沢市新産業支援センター条例の一部改正)

3 岩見沢市新産業支援センター条例（平成15年条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○岩見沢市都市公園条例

昭和36年8月9日

条例第19号

改正 昭和36年10月2日条例第20号

昭和41年7月29日条例第23号

昭和43年3月28日条例第11号

昭和45年3月30日条例第4号

昭和45年9月21日条例第32号

昭和46年1月29日条例第1号

昭和47年1月28日条例第1号

昭和48年1月27日条例第1号

昭和49年1月28日条例第4号

昭和49年9月11日条例第36号

昭和50年3月28日条例第14号

昭和50年3月15日条例第27号

昭和50年9月25日条例第31号

昭和51年10月1日条例第29号

昭和52年3月30日条例第16号

昭和52年6月27日条例第21号

昭和52年9月30日条例第24号

昭和53年4月1日条例第15号

昭和54年4月1日条例第15号

昭和54年12月21日条例第32号

昭和55年4月1日条例第16号

昭和56年3月30日条例第14号

昭和56年7月1日条例第29号

昭和58年12月16日条例第27号

昭和59年3月30日条例第21号

昭和61年3月29日条例第11号

昭和62年4月1日条例第16号

平成元年3月31日条例第3号

平成3年3月30日条例第11号

平成8年3月28日条例第2号

平成9年3月31日条例第8号

平成11年3月29日条例第3号

平成12年3月31日条例第17号

平成13年3月30日条例第3号

平成13年9月29日条例第13号

平成14年3月25日条例第12号

平成15年3月28日条例第11号

平成17年3月17日条例第2号

平成17年12月27日条例第82号

平成19年3月28日条例第14号

平成19年6月27日条例第19号

※北村中央公園・桜づつみ公園は適用外

平成20年3月31日条例第17号

平成25年3月26日条例第1号

平成26年3月26日条例第1号

平成30年3月27日条例第13号

注 平成19年3月から改正経過を注記した。

目次

第1章 総則（第1条・第1条の2）

第1章の2 公園の設置基準（第1条の3—第1条の5）

第1章の3 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（第1条の6）

第2章 管理（第2条—第6条）

第3章 公園内の施設の設置及び管理（第7条—第9条）

第4章 占用（第10条—第12条）

第5章 有料公園施設（第13条—第16条）

第6章 雑則（第17条—第28条）

第7章 罰則（第29条—第31条）

第8章 補則（第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、岩見沢市都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第1条の2 この条例において使用する用語は、法及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

（平25条例1・追加）

第1章の2 公園の設置基準

（平25条例1・追加）

（住民1人当たりの面積）

第1条の3 法第3条第1項の条例で定める面積の標準は、区域内における公園においては住民1人当たり10平方メートル以上とし、市街地における公園においては当該市街地の住民1人当たり5平方メートル以上とする。

（平25条例1・追加）

（公園の配置及び規模の基準）

第1条の4 公園を設置する場合は、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

（1） 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

（2） 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

（3） 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒

歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とする。

2 主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園その他前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置するとともに、その敷地面積を定める。

(平25条例1・追加)

(公園施設の設置基準)

第1条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項又は前項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(平25条例1・追加、平30条例13・一部改正)

第1章の3 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準

(平25条例1・追加)

第1条の6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設(同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。次項及び別表第1において同じ。)の設置に関する基準は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、同項の規定による基準によらないことができる。

(平25条例1・追加)

第2章 管理

(行為の制限)

第2条 法第6条第1項の規定により占用の許可を必要とする場合を除き、公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。

(2) 興業を行うこと。

(3) 競技会、展示会その他これに類する催しを行うこと。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業並びに営業種目とする。）

(2) 行為の目的

(3) 行為の期間

(4) 行為の場所又は公園施設

(5) 行為の内容

(6) その他市長が指示する事項

3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公益のため又は公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項各号に掲げる行為が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認めるときは、第1項又は第3項の許可を与えない。

6 市長は、公園の管理上必要な範囲内で第1項又は第3項の許可に条件を付することができる。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(使用料)

第4条 第2条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第1の2に掲げる使用料を納付しなければならない。

(平25条例1・一部改正)

(行為の禁止)

第5条 何人も、公園内で次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係る行為であって、特に市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(1) 公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 立木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所に車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）による自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。）を乗り入れ、又は駐車すること。

(8) 前各号のほか、市長が公園の管理上特に必要と認め、禁止すること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制

限することができる。

第3章 公園内の施設の設置及び管理

(施設者の資格)

第7条 法第5条第1項の規定により公園内に施設を設け、又は管理させることができる者は、市内に住所又は事務所を有する者でなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(設置及び管理申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の公園施設の設置の許可申請書の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 公園施設の設置目的
- (3) 公園施設の設置場所
- (4) 公園施設の設置期間
- (5) 公園施設の種類及び名称
- (6) 公園施設の構造
- (7) 公園施設の管理方法
- (8) 公園施設の設置工事の期間及び実施方法
- (9) 公園の復旧方法
- (10) その他市長が指示する事項

2 法第5条第1項の公園施設の管理の許可申請書の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 公園施設の管理目的
- (3) 公園施設の管理期間
- (4) 公園施設の種類及び名称
- (5) 公園施設の管理方法
- (6) その他市長が指示する事項

3 許可を受けた事項を変更しようとする場合の申請書の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
 - (2) 変更事項
 - (3) 変更理由
 - (4) その他市長が指示する事項
- (土地又は公園施設の使用料)

第9条 法第5条第1項の規定により土地の使用又は公園施設の設置若しくはこれらの管理の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 法第5条第1項の規定による許可の期間が1年を超える者の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、岩見沢市財産条例(昭和44年条例第19号)の規定に準じ、市長が定める。

第4章 占用

(占用の申請書の記載事項)

第10条 法第6条第2項の占用の許可申請書の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 占用物件の種類及び数量

- (3) 占有物件の管理方法
- (4) 占有物件設置工事の期間及び実施方法
- (5) その他市長が指示する事項
(軽易な変更事項)

第11条 法第6条第3項ただし書の規定に基づき占有の変更許可を要しないものは、公園の風致に影響を与えない程度の軽微な改装等で市長が定めるものとする。

(占有料)

第12条 法第6条第1項の規定により占有の許可を受けた者は、別表第3に掲げる占有料を納付しなければならない。

第5章 有料公園施設

(名称)

第13条 市が管理する公園施設のうち、有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、別表第4、別表第5、別表第6、別表第7及び別表第8の左欄に掲げるとおりとする。

2 前項及び第14条に定めるもののほか、次の各号に掲げる有料公園施設の設置、管理及び使用料については、当該各号に掲げる条例の定めるところによる。

(1) 岩見沢スポーツセンター

岩見沢スポーツセンター条例(昭和43年条例第19号)

(2) 岩見沢市野外音楽ステージ

岩見沢市野外音楽ステージ条例(昭和54年条例第20号)

(3) 岩見沢トレーニングセンター

岩見沢トレーニングセンター条例(昭和56年条例第7号)

(4) いわみざわ公園野外音楽堂

いわみざわ公園野外音楽堂条例(平成13年条例第3号)

(5) 岩見沢市栗沢球場

岩見沢市栗沢スポーツ公園条例(平成17年条例第108号)

(6) 岩見沢市栗沢テニスコート

岩見沢市栗沢スポーツ公園条例(平成17年条例第108号)

(7) 岩見沢市栗沢パークゴルフ場

岩見沢市栗沢スポーツ公園条例(平成17年条例第108号)

(8) 岩見沢市栗沢B&G海洋センター

岩見沢市栗沢スポーツ公園条例(平成17年条例第108号)

(平19条例14・一部改正)

(使用の許可)

第14条 有料公園施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申し出て許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可について有料公園施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(管理)

第15条 この条例に定めるもののほか、有料公園施設の使用期間及び時間その他管理について必要な事項は、市長が定める。

(使用料)

第16条 有料公園施設の使用許可を受けた者は、別表第4、別表第5、別表第6、別表第7及び別表第8に掲げる使用料を納付しなければならない。

(平 1 9 条例 1 4 ・ 一部改正)

第 6 章 雑則

(権利の譲渡禁止等)

第 1 7 条 公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(居住の禁止)

第 1 8 条 公園施設は、居住の本拠としてはならない。

(監督処分)

第 1 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可又は承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又は条例の規定に基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 公園の管理上の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 法第 2 7 条第 5 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

4 法第 2 7 条第 5 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して 1 4 日間、岩見沢市公告式条例（昭和 1 8 年条例第 1 号）に定める掲示場に掲示すること。

(2) 特に貴重と認められる工作物等については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を広報等に掲載すること。

5 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管した工作物等の一覧簿を建設部に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

6 法第 2 7 条第 6 項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

7 法第 2 7 条第 6 項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

8 市長は、法第27条第4項の規定により保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

（届出）

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（1） 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第2項の許可を受けた者が公園施設の設置又は公園の占用に係る工事を完了したとき。

（2） 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。

（3） 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。

（4） 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命じられた者が、当該措置を完了したとき。

（5） 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置を完了したとき。

（6） 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

（7） 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置を完了したとき。

（使用料等の徴収）

第21条 使用料又は占用料は、第2条第1項各号に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用又は有料公園施設の使用（以下「公園の使用」という。）の期間が1年を超えない場合においては、公園の使用許可の際これを徴収する。

2 公園の使用期間が1年を超える場合においては、使用許可期間中に市長が納期を定めて、これを徴収する。

3 使用料又は占用料の算出方法は、次に定めるところによる。

（1） 1年を単位として定められている場合は、1年未満の端数は月割りをもって計算する。この場合、1月未満の端数があるときは1月とみなす。

（2） 1月を単位として定められている場合は、1月未満の端数は1月とみなす。

（3） 1日を単位として定められている場合は、1日未満の端数は1日とみなす。

（使用料等の減免）

第22条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料等の不還付）

第23条 既納の使用料及び占用料は還付しない。ただし、不可抗力により使用できなかった場合は、その全部又は一部を還付する。

（都市公園の区域の変更及び廃止）

第24条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域、その他必要と認める事項を明らかにし、その旨を公告しなければならない。

（公園予定区域及び予定公園施設の準用）

第25条 法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設については、第2条から第21条までの規定を準用する。

(指定管理者)

第26条 市長は、都市公園の管理運営を岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第8号)第5条第1項の規定により指定を受けた団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者は、この条例に定める管理基準に従い、都市公園の管理運営を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第27条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 都市公園の維持管理に関すること。

(2) 都市公園の使用の許可等に関すること。

(3) その他市長が必要と認める業務

(利用料金)

第28条 市長は、指定管理者に、都市公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項に規定する利用料金の額は、別表第1の2及び別表第4から別表第8までに定める使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 第16条の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には適用しない。

(平19条例14・平25条例1・一部改正)

第7章 罰則

第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第2条及び第5条(第25条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第19条(第25条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第30条 詐欺その他不正な行為により使用料又は占用料を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても前2条の過料を科する。

第8章 補則

(委任)

第32条 法第5条第1項並びに法第6条第2項の規定による申請事項及びこの条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岩見沢市鳩ヶ丘体育場使用条例の廃止)

2 岩見沢市鳩ヶ丘体育場使用条例(昭和25年条例第18号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、現に権原に基いて公園において第3条第1項各号に掲げる行為を

している者又は有料公園施設を使用している者、若しくは公園施設を設け又は管理できるとされている期間は、この条例の規定によって許可又は承認を受けたものとみなす。

(北村及び栗沢町の編入に伴う経過措置)

- 4 平成18年3月27日前に、栗沢町都市公園条例(昭和57年栗沢町条例第14号。以下「旧町の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 平成18年3月27日前に、旧町の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料若しくは占用料の取扱いについては、旧町の条例の例による。
- 6 平成18年3月27日前にした旧町の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧町の条例の例による。

附 則(昭和36年10月2日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年7月29日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年3月28日条例第11号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年3月30日条例第4号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年9月21日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年1月29日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年1月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年1月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年1月28日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年9月11日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月28日条例第14号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月15日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年9月25日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年10月1日条例第29号)

- 6 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1(第2条関係)中第19項、第26項及び第32項に関する改正規定は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月30日条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年6月27日条例第21号)

- 6 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第25項、第34項、第53項、第69項及び第70項の規定は、昭和52年8月1日から施行する。

附 則（昭和 5 2 年 9 月 3 0 日 条例第 2 4 号）

この条例は、昭和 5 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 3 年 4 月 1 日 条例第 1 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 4 年 4 月 1 日 条例第 1 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 4 年 1 2 月 2 1 日 条例第 3 2 号）

この条例は、昭和 5 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 5 年 4 月 1 日 条例第 1 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 6 年 3 月 3 0 日 条例第 1 4 号）

この条例は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 6 年 7 月 1 日 条例第 2 9 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 別表 4 に掲げるいわみざわ公園の使用料については、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 8 年 1 2 月 1 6 日 条例第 2 7 号）

この条例は、昭和 5 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

附 則（昭和 5 9 年 3 月 3 0 日 条例第 2 1 号）

この条例は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 1 年 3 月 2 9 日 条例第 1 1 号）

この条例は、昭和 6 1 年 6 月 2 2 日から施行する。

附 則（昭和 6 2 年 4 月 1 日 条例第 1 6 号）

この条例は、昭和 6 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 3 1 日 条例第 3 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 3 0 日 条例第 1 1 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 2 8 日 条例第 2 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 3 1 日 条例第 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（使用料の改定に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、なお従前の例による。

附 則（平成 1 1 年 3 月 2 9 日 条例第 3 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 1 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 1 1 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 3 1 日 条例第 1 7 号）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第3号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月29日条例第13号）
この条例は、公布の日から施行する。

- 附 則（平成14年3月25日条例第12号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表6の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成14年規則第21号で平成15年1月7日から施行）

附 則（平成15年3月28日条例第11号）
この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成15年規則第25号で平成15年6月1日から施行）

附 則（平成17年3月17日条例第2号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第82号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第7の改正規定は、平成18年3月27日から、別表第6のうちいわみざわ公園パークゴルフ場の改正規定は規則で定める日から施行する。

（平成18年規則第127号で平成18年5月20日から施行）

（岩見沢市農村地域交流施設条例の廃止）

- 2 岩見沢市農村地域交流施設条例（平成9年条例第12号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 平成18年3月27日前に、岩見沢市農村地域交流施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 平成18年3月27日前に、岩見沢市農村地域交流施設条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料又は利用料金の取扱いについては、岩見沢市農村地域交流施設条例の例による。
- 5 施行日の前日において、岩見沢市農村地域交流施設条例の規定によりひょうたん沼交流広場公園の管理を委託している場合で、引き続き施行日以後も契約により同一の団体に管理を委託するときは、平成18年9月1日（その日前に岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定によりひょうたん沼交流広場公園の指定管理者を指定した場合は、当該指定の日の前日）までの間に限り、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月28日条例第14号）
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月27日条例第19号）
この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第17号）
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日条例第1号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（岩見沢市都市公園条例の改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際、現に存する特定公園施設については、第1条の規定による改正後の岩見沢市都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月26日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（使用料及び手数料の改定に伴う経過措置）

2 第1条から第13条まで、第15条、第17条から第25条まで、第27条、第28条及び第32条から第54条までの規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料及び手数料の額は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月27日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第1条の6関係）

（平25条例1・追加）

特定公園施設の区分	設置基準
1 園路及び広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「円滑化法施行令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>（1） 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。 ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ オに規定する場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、（5）に定める構造の傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p>

カ 表面は、粗面又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに2人の車椅子使用者がすれ違うことのできる広さの場所を設けた上で、140センチメートル以上とすることができる。

イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路又は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造の昇降機を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 表面は、粗面又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

キ 排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造とすること。

ク 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び円滑化法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせたもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)を床面に敷設すること。

ケ 必要に応じ、手すりを設けることとし、当該手すりの必要な箇所において通路の通ずる場所を示す点字表示を設けること。

コ 便所等公園内の建築物の出入口の付近は、平坦とすること。

(3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字表示を設けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、粗面又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段又は段に代わるもの若しくはこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、粗面又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 2の項から7の項までの規定により設けられ

		た特定公園施設のうちそれぞれ1以上は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。
2	屋根付広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。 ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>
3	休憩所及び管理事務所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 直接地上に通ずる出入口にあっては、幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 直接地上に通ずる出入口以外のものにあつては、幅は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ウ) (エ)に規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(エ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過でき</p>

		<p>る構造のものであること。</p> <p>ｃ 当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質を使用すること。この場合において、全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突を防止するための措置を講ずること。</p> <p>イ カウンターを設ける場合は、そのうち１以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち１以上は、６の項（２）から（６）までの基準に適合するものであること。</p> <p>（２） （１）の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、（１）中「休憩所を設ける場合は、そのうち１以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</p>
4	<p>野外劇場及び野外音楽堂</p>	<p>（１） 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂（以下「野外劇場等」という。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、２の項（１）の基準に適合するものであること。</p> <p>イ 出入口と車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）及びエの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>（ア） 幅は、１２０センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、９０センチメートル以上とすることができる。</p> <p>（イ） （ウ）に規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>（ウ） 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、１の項（５）に定める構造の傾斜路を併設すること。</p>

		<p>(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(カ) 表面は、粗面又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ウ 当該野外劇場等の収容定員が200人以下の場合にあっては、当該収容定員に50分の1を乗じて得た数（その数が2未満である場合は、2とする。）以上、収容定員が200人を超える場合にあっては、当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペースを設けること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の項（2）から（6）までの基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上であり、奥行きは140センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がなく、かつ、その床が水平であること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>
5	駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200台以下の場合にあっては、当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200台を超える場合にあっては、当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（（2）において「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型</p>

		<p>自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に車椅子使用者用駐車施設の表示がされていること。</p>
6	便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 床の表面は、粗面又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) (ウ)に規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p>

		<p>(オ) 必要に応じ、点字により男子用又は女子用の別及び便所の構造を示した案内板その他の設備を設けること。</p> <p>(カ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具及び非常用の呼出装置が設けられていること。</p> <p>(5) (3)ア(ア)及び(カ)並びにイの規定は、(2)アの便房について準用する。</p> <p>(6) (3)ア(ア)から(ウ)まで及び(カ)並びにイ並びに(4)イからエまでの規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
7	水飲場及び手洗場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。</p> <p>(2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。</p>
8	標識及び掲示板	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行い、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>イ 当該標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p>

		<p>ウ 当該標識は、1の項（1）に定める構造の園路及び広場の出入口の付近のほか、園内の要所に設けること。</p> <p>（2） 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>イ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p>
--	--	--

別表第1の2（第4条、第28条関係）

（平25条例1・旧別表第1繰下、平26条例1・一部改正）

行為	使用料	
	単位	金額
行商、募金その他これに類する行為	1日	75円
興業	20平方メートルにつき 1日	960円
競技会、展示会その他これに類する催し	20平方メートルにつき 1日	210円

別表第2（第9条関係）

（平26条例1・一部改正）

区分	使用料	
	単位	金額
売店等	10平方メートルにつき 1日	480円

ただし、1日に満たないときは1日とする。

別表第3（第12条関係）

占用区分	占用料	
	単位	金額
電柱	1本につき 1月	15円
電線	1メートルにつき 1月	5円
変圧塔	1箇所につき 1月	75円
ガス管、上水道管、下水道管	1メートルにつき 1月	10円
競技会、集会、展示会、博覧会等の仮設工作物を設けると き、工事用仮設物及び材料置 場	20平方メートルにつき 1日	310円
標識	1箇所につき 1日	45円

別表第4（第13条、第16条、第28条関係）

（平26条例1・一部改正）

施設名	区分	入場料の類を徴収する 場合	入場料の類を徴収しない場合	放送施設

		1日	半日	1日	半日	2時間	
みずほ公園野球場	一般	総収入の 1.08割	総収入の 0.54割	4,320円	2,160円	1,080円	1,080円
	大学生						
	高校生						
あさぎり公園野球場	一般	総収入の 1.08割	総収入の 0.54割	4,320円	2,160円	1,080円	1,080円
	大学生						
	高校生						

備考

- 1 1日、半日の区分は、次のとおりとする。
1日は、午前8時から午後5時まで
半日は、午前8時から正午及び午後1時から午後5時まで
- 2 2時間未満は、2時間とする。
- 3 算出した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第5（第13条、第16条、第28条関係）

（平19条例14・全改、平26条例1・一部改正）

施設名	区分	入場料の類を徴収する場合		入場料の類を徴収しない場合		
		1日	半日	1日	半日	個人使用
東山公園庭球場	一般			1面 1,080円	1面 530円	当日券 100円 期間券 2,690円
	大学生					
	高校生					
みずほ公園サッカー場	一般	総収入の 1.08割	総収入の 0.54割	4,320円	2,160円	当日券 100円 期間券 2,690円
	大学生					
	高校生					
東山公園弓道場	一般			3,240円	1,610円	当日券 100円 期間券 2,690円
	大学生					
	高校生					

備考

- 1 使用時間の区分は、次のとおりとする。
(1) 1日 午前8時から午後5時まで
(2) 半日 午前8時から正午及び午後1時から午後5時まで
(3) 夜間 午後6時から午後9時まで
- 2 期間券は、発行年度において開設期間を通じて当該施設を利用できる券をいう。
- 3 庭球場を夜間に使用する場合は、当日券又は期間券の使用料に150円（夜間券）を加算する。
- 4 施設内での立売りについては、1日2,690円、半日1,610円を徴収す

る。

5 別表第5により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第6（第13条、第16条、第28条関係）

（平19条例19・平26条例1・一部改正）

施設名		区分		使用料	
いわみざわ公園	駐車場	大型自動車（バス）		1回1台につき 510円	
		大型以外の自動車（二輪車を除く。）		1回1台につき 300円	
	キャンプ場	一般サイト	岩見沢市民	1泊1区画につき	510円
			市民以外	1泊1区画につき	1,020円
		オートサイト	岩見沢市民	1泊1区画につき	2,050円
			市民以外	1泊1区画につき	4,110円
	シャワー		1回につき	100円	
	室内公園	一般		1回につき	
		大学生		夏期（5月から10月まで）	300円
		高校生		冬期（11月から4月まで）	510円
		中学生		1回につき	
	小学生		夏期（5月から10月まで）	150円	
		冬期（11月から4月まで）	250円		
パークゴルフ場	岩見沢市民		一般（高校生以上）	1人1日につき 510円	
			小・中学生	1人1日につき 300円	
			回数券（一般12枚綴り）	5,100円	
			回数券（小・中学生12枚綴り）	3,000円	
	市民以外		一般（高校生以上）	1人1日につき 1,020円	
			小・中学生	1人1日につき 610円	
			回数券（一般12枚綴り）	10,200円	
			回数券（小・中学生12枚綴り）	6,100円	
	貸出用器具		クラブ1本1日につき	150円	
			ボール1個1日につき	50円	

別表第7（第13条、第16条、第28条関係）

（平20条例17・平26条例1・一部改正）

施設名	使用料
岡山スポーツフィールドテニスコート	1面1時間当たり 510円
あやめ公園パークゴルフ場	1人1日につき 150円

幾春別川リバーパークパークゴルフ場		1人1日につき 610円
玉泉館跡地公園茶室		4時間以内 5,140円
		超過1時間当たり 1,540円
		1日につき 10,280円
ひょうたん沼交流	パークゴルフ場	1人1日につき 610円
広場公園	テニスコート	1面1時間当たり 300円

別表第8（第13条、第16条、第28条関係）

（平19条例14・追加、平26条例1・一部改正）

施設名	区分		1日	半日	夜間
東山公園陸上 競技場	フィールド 及びトラッ ク	入場料の類を 徴収する場合	総収入の1.0 8割	総収入の0.5 4割	
		入場料の類を 徴収しない場 合	8,640円	4,320円	
	個 人 使 用	高校生	当日券 100円 期間券 2,690円		
		大学生・一 般	当日券 150円 期間券 3,770円		
	放送施設		2,160円	1,080円	
	写真判定装置		2,160円	1,080円	
	会議室（補助員控室）		3,240円	1,610円	1,610円

備考

- 1 会議室（補助員控室）の使用時間のうち「1日」とは午前9時から午後5時まで、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時までをいう。
- 2 会議室（補助員控室）以外の施設等に係る使用時間のうち「1日」とは午前9時から午後5時まで、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。ただし、6月1日から7月31日までは、「1日」とは午前9時から午後7時まで、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後7時までをいう。
- 3 期間券は、発行年度において開設期間を通じて当該施設を利用できる券をいう。
- 4 施設内での立売りについては、1日2,690円、半日1,610円を徴収する。
- 5 11月1日から翌年4月30日までの間に会議室（補助員控室）を使用する場合は、別表及び備考1の規定により算出した使用料の額に冬期加算料（当該算出した額の8割）を加えた額を徴収する。ただし、期間外においても暖房を使用する場合は、加算料を徴収する。
- 6 別表第8及び前各項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

○岩見沢市都市公園条例施行規則

昭和36年8月8日

規則第21号

改正 昭和56年4月1日規則第11号
昭和56年7月1日規則第27号
昭和57年3月29日規則第9号
昭和57年5月24日規則第23号
昭和57年8月5日規則第24号
昭和57年9月11日規則第25号
昭和59年3月30日規則第11号
昭和59年9月30日規則第37号
昭和60年10月1日規則第22号
昭和61年4月1日規則第21号
昭和61年6月20日規則第34号
昭和62年4月1日規則第24号
昭和62年8月28日規則第40号
昭和63年3月10日規則第5号
昭和63年10月8日規則第40号
平成元年4月22日規則第29号
平成2年3月20日規則第6号
平成2年8月10日規則第31号
平成3年3月30日規則第9号
平成4年5月12日規則第20号
平成7年3月31日規則第8号
平成8年3月28日規則第6号
平成9年3月31日規則第9号
平成10年3月31日規則第8号
平成12年3月31日規則第29号
平成13年9月29日規則第14号
平成14年3月29日規則第7号
平成14年12月30日規則第22号
平成15年3月26日規則第1号
平成15年5月20日規則第26号
平成17年3月29日規則第6号
平成18年3月13日規則第57号
平成19年3月28日規則第6号
平成19年6月27日規則第26号
平成20年3月31日規則第20号
平成21年12月21日規則第37号
平成23年3月30日規則第6号
平成25年9月17日規則第32号
平成26年6月26日規則第23号
平成26年11月20日規則第33号

※北村中央公園・桜づつみ公園は適用外

注 平成18年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、岩見沢市都市公園条例（昭和36年条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平18規則57・一部改正)

(許可申請書)

第2条 条例第2条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の5日前までに様式第1号の申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第9条の規定により公園施設設置の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに様式第2号の申請書を市長に提出しなければならない。

3 条例第9条の規定により公園施設の管理の許可を受けようとする者は、管理開始の日の15日前までに様式第3号の申請書を市長に提出しなければならない。

4 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第2項の規定による公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園の占用許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに様式第4号の申請書を市長に提出しなければならない。

5 前各項の規定により許可を受けた者がこれらの許可を受けた事項を変更しようとするときは、それぞれ前各項の規定に準じて速やかに様式第5号の申請書を市長に提出しなければならない。

6 第2項、第4項及び前項の規定により許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部変更しようとする者は、申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(平18規則57・一部改正)

(許可書)

第3条 市長は、前条各項の許可を受けた者に対して様式第6号から様式第10号までの許可書を交付する。

(平18規則57・一部改正)

(届出)

第4条 条例第20条の規定による届出は、様式第11号による。

(平18規則57・一部改正)

(使用料等の徴収)

第5条 条例第21条第2項に規定する使用料等は、次の表に掲げる期間の区分により、同表右欄に掲げる納期において徴収する。ただし、使用の許可を受けた者が使用料等を前納しようとするときは、この限りでない。

期別	期間	納期
第1期	4月から9月まで	9月30日まで
第2期	10月から3月まで	3月31日まで

(平18規則57・一部改正)

(使用料の減免)

第6条 条例第22条の規定により使用料又は占用料を減免する場合の要件及び免除する割合については、次のとおりとする。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に定める障害者又は当該障害者による団体が、営利営業以外の目的かつ障害者の自立促進又は生涯学習活動に資する目的のために使用する場合は、使用料の全部を免除する。

(2) その他特に使用料又は占用料の減免が必要と認める場合については、市長が別に定める。

- 2 使用料又は占用料の減免を受けようとする者は、様式第12号の申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、使用料又は占用料の減免の可否を決定したときは、様式第13号の通知書により申請者に通知するものとする。

(平18規則57・全改)

(使用料等の返還)

第7条 条例第23条ただし書の規定により使用料又は占用料の全部又は一部を返還する場合は、おおむね次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 市長が条例第19条第2項の規定によって同条第1項に規定する処分をし、又は必要な措置を命じた場合

(2) 天災その他公園を使用する者の責めによらない理由により使用又は占有できなくなった場合

(平18規則57・一部改正)

(有料公園施設の使用)

第8条 有料公園施設の使用許可を受けようとする者は、様式第14号の申請書を市長に提出しなければならない。ただし、練習のため及びいわみざわ公園を使用するときは、この限りでない。

2 市長は、前項により使用を許可した場合は、様式第15号の許可書を交付する。

3 いわみざわ公園の有料公園施設の開設時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、5月から8月までは、午前9時から午後6時30分までとする。

4 いわみざわ公園のうち、室内公園の開館時間、相談日、相談時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 開館時間

午前9時から午後5時まで

(2) 相談日及び相談時間

ア 相談日

休館日及び金曜日を除く毎日

イ 相談時間

アに規定する日の午前9時から午後4時まで

(3) 休館日

ア 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日となった場合は、月曜日を開館日とし、火曜日を休館日とする。

イ 岩見沢市の休日に関する条例（平成3年条例第1号）第1条第1項第3号に掲げる日

5 いわみざわ公園のうち、キャンプ場の使用時間、受付時間及び使用期間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に定休日を設けることができる。

(1) 使用時間

正午から翌日の正午まで

(2) 受付時間

午前9時から午後5時30分まで

(3) 使用期間

4月29日から11月3日まで

6 いわみざわ公園のうち、パークゴルフ場の使用時間、定休日及び使用期間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に定休日を設けることができる。

(1) 使用時間

午前9時から午後5時30分まで

(2) 定休日

月曜日。ただし、月曜日が祝日法に規定する休日となった場合は、月曜日を開設日とし、火曜日を定休日とする。

(3) 使用期間

4月29日から11月3日まで

7 あやめ公園パークゴルフ場の使用時間、定休日及び使用期間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に定休日を設けることができる。

(1) 使用時間

午前9時から午後5時30分まで

(2) 定休日

月曜日。ただし、月曜日が祝日法に規定する休日となった場合は、月曜日を開設日とし、火曜日を定休日とする。

(3) 使用期間

4月29日から11月3日まで

8 幾春別川リバーパークパークゴルフ場の使用時間、定休日及び使用期間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に定休日を設けることができる。

(1) 使用時間

午前9時から午後5時30分まで

(2) 定休日

月曜日。ただし、月曜日が祝日法に規定する休日となった場合は、月曜日を開設日とし、火曜日を定休日とする。

(3) 使用期間

4月29日から11月3日まで

9 玉泉館跡地公園のうち、茶室の使用時間及び使用期間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 使用時間

午前9時から午後5時まで

(2) 使用期間

4月29日から11月3日まで

10 ひょうたん沼交流広場公園パークゴルフ場及びテニスコートの使用時間、定休日及び使用期間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に定休日を設けることができる。

(1) 使用時間

午前9時から午後5時30分まで

(2) 定休日

木曜日。ただし、木曜日が祝日法に規定する休日となった場合は、木曜日を開設日とし、金曜日を定休日とする。

(3) 使用期間

4月29日から11月3日まで

(平18規則57・平20規則20・平25規則32・一部改正)

(使用券等)

第9条 練習のために庭球場、サッカー場、陸上競技場及び弓道場を使用しようとするときは、様式第16号の当日券、夜間券又は期間券を購入しなければならない。

2 いわみざわ公園のうち、室内公園を使用するときは、様式第17号の使用券を購入しなければならない。

3 いわみざわ公園のうち、駐車場を使用するときは、様式第18号の使用券を購入しなければならない。

4 いわみざわ公園のうち、キャンプ場を使用するときは、様式第19号の使用券を購入しなければならない。

5 あやめ公園パークゴルフ場を使用するときは、様式第20号の使用券を購入しなければならない。

(公園の名称及び位置)

第10条 設置する公園の名称及び位置は、別表第1から別表第7までに掲げるとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年4月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年7月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月29日規則第9号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年5月24日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年8月5日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年9月11日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月30日規則第11号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年9月30日規則第37号)

1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

2 この規則は施行の日前の許可に係る使用数等の納期は、昭和59年12月31日とする。

附 則 (昭和60年10月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年4月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年6月20日規則第34号)

この規則は、昭和61年6月22日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年8月28日規則第40号）

この規則は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月10日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年10月8日規則第40号）

この規則は、昭和63年10月10日から施行する。

附 則（平成元年4月22日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月20日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年8月10日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月30日規則第9号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年5月12日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月28日規則第6号）

この規則は、平成8年3月31日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第29号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年9月29日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月30日規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年1月7日から施行する。

（岩見沢市収入役の補助組織の設置並びに事務分掌等に関する規則の一部改正）

2 岩見沢市収入役の補助組織の設置並びに事務分掌等に関する規則（昭和39年規則第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成15年3月26日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年5月20日規則第26号）

(施行期日)

1 この規則は、平成15年6月1日から施行する。

(岩見沢市長の権限に属する事務の委任規則の一部改正)

2 岩見沢市長の権限に属する事務の委任規則(昭和48年規則第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成17年3月29日規則第6号)

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成18年3月13日規則第57号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条に2項を加える改正規定(同条第11項に係る部分に限る。)、別表第1に145の項から151の項までを加える改正規定、別表第3に3の項を加える改正規定、別表第4に4の項を加える改正規定及び別表第5に19の項から21の項までを加える改正規定 平成18年3月27日

(2) 第8条第5項の次に1項を加える改正規定 規則で定める日
(平成18年規則第128号で平成18年5月20日から施行)

(岩見沢市農村地域交流施設条例施行規則の廃止)

2 岩見沢市農村地域交流施設条例施行規則(平成9年規則第17号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月28日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年6月27日規則第26号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第20号)

この規則は、平成20年3月31日から施行する。ただし、第8条第11項を削る改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月21日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日規則第6号)

この規則は、平成23年3月31日から施行する。

附 則(平成25年9月17日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月26日規則第23号)

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成26年11月20日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年11月4日から適用する。

別表第1(第10条関係)

(平18規則57・平20規則20・平21規則37・平23規則6・平26規則33・一部改正)

街区公園

	名称	位置
1	みどり公園	岩見沢市元町2条西2丁目
2	春日公園	岩見沢市春日町2丁目

3	あかしや公園	岩見沢市3条東18丁目
4	日の出公園	岩見沢市日の出北1丁目
5	山吹公園	岩見沢市5条東5丁目
6	3条公園	岩見沢市4条西16丁目
7	ぽぷら公園	岩見沢市5条東15丁目
8	みその公園	岩見沢市美園2条2丁目
9	宮の下公園	岩見沢市12条西4丁目
10	利根別公園	岩見沢市6条東12丁目
11	いくよ公園	岩見沢市6条東12丁目
12	鳩が丘公園	岩見沢市鳩が丘2丁目
13	小鳩公園	岩見沢市9条東5丁目
14	新生公園	岩見沢市南町8条3丁目
15	しらかば公園	岩見沢市日の出北1丁目
16	すずかけ公園	岩見沢市鳩が丘4丁目
17	こぶし公園	岩見沢市3条東17丁目
18	こざくら公園	岩見沢市4条東18丁目
19	あじさい公園	岩見沢市5条東17丁目
20	山口公園	岩見沢市5条東8丁目
21	しらゆり公園	岩見沢市上幌向南1条4丁目
22	上幌向ひまわり公園	岩見沢市上幌向南2条5丁目
23	りんどう公園	岩見沢市志文本町3条5丁目
24	のぼら公園	岩見沢市志文本町2条6丁目
25	そよかぜ公園	岩見沢市美園1条3丁目
26	あおば公園	岩見沢市北3条西8丁目
27	いなほ公園	岩見沢市6条西18丁目
28	さかえ公園	岩見沢市栄町1丁目
29	やまと公園	岩見沢市大和3条6丁目
30	わかば公園	岩見沢市5条東1丁目
31	北本町公園	岩見沢市北本町西1丁目
32	さくらぎ公園	岩見沢市桜木1条6丁目
33	中央公園	岩見沢市5条西6丁目
34	日の出中央公園	岩見沢市日の出北9丁目
35	宝水公園	岩見沢市宝水町269番地
36	白鳩公園	岩見沢市7条東7丁目
37	くさぶえ公園	岩見沢市緑が丘1丁目
38	あかつき公園	岩見沢市日の出北8丁目
39	わかくさ公園	岩見沢市北3条西18丁目
40	すずむし公園	岩見沢市南町7条2丁目
41	ひなぎく公園	岩見沢市美園2条8丁目
42	南町はまなす公園	岩見沢市南町8条4丁目
43	すずらん公園	岩見沢市美園5条7丁目
44	あさがお公園	岩見沢市春日町2丁目

4 5	ひなげし公園	岩見沢市北 2 条西 1 4 丁目
4 6	つくし公園	岩見沢市北 3 条西 2 0 丁目
4 7	あすなろ公園	岩見沢市上幌向南 3 条 7 丁目
4 8	あおい公園	岩見沢市 7 条東 3 丁目
4 9	日の出なかよし公園	岩見沢市日の出北 3 丁目
5 0	やまざき公園	岩見沢市日の出町 2 番地
5 1	もみじ公園	岩見沢市緑が丘 4 丁目
5 2	星の子公園	岩見沢市南町 8 条 1 丁目
5 3	美園さくら公園	岩見沢市美園 6 条 8 丁目
5 4	からまつ公園	岩見沢市南町 7 条 5 丁目
5 5	とどまつ公園	岩見沢市南町 9 条 4 丁目
5 6	たんぼぼ公園	岩見沢市ふじ町 1 条 5 丁目
5 7	さつき公園	岩見沢市志文本町 5 条 4 丁目
5 8	なのはな公園	岩見沢市北 5 条西 1 9 丁目
5 9	あゆみ公園	岩見沢市上幌向北 1 条 5 丁目
6 0	幌向つつじ公園	岩見沢市幌向北 2 条 3 丁目
6 1	北栄公園	岩見沢市稔町 7 1 番地
6 2	8 条東ひまわり公園	岩見沢市 8 条東 2 丁目
6 3	かぜの子公園	岩見沢市 5 条西 1 2 丁目
6 4	はるかぜ公園	岩見沢市美園 5 条 8 丁目
6 5	のぎく公園	岩見沢市ふじ町 1 条 1 丁目
6 6	ふじ公園	岩見沢市ふじ町 2 条 3 丁目
6 7	すみれ公園	岩見沢市上幌向北 1 条 6 丁目
6 8	おおぞら公園	岩見沢市大和 1 条 6 丁目
6 9	れんげ公園	岩見沢市西川町 5 0 3 番地
7 0	こすもす公園	岩見沢市北 4 条西 1 5 丁目
7 1	くるみ公園	岩見沢市幌向南 3 条 3 丁目
7 2	どんぐり公園	岩見沢市幌向南 2 条 4 丁目
7 3	あざみ公園	岩見沢市幌向南 2 条 5 丁目
7 4	みはらし公園	岩見沢市東山 6 丁目 2 6 0 番地
7 5	美鳩公園	岩見沢市鳩が丘 1 丁目
7 6	ひよどり公園	岩見沢市緑が丘 3 丁目
7 7	ゆうひが丘公園	岩見沢市緑が丘 6 丁目
7 8	こまぞの公園	岩見沢市駒園 2 丁目
7 9	こまぞの 7 丁目公園	岩見沢市駒園 7 丁目
8 0	南町中央公園	岩見沢市南町 6 条 1 丁目
8 1	大和あかつき公園	岩見沢市大和 2 条 2 丁目
8 2	ひばり公園	岩見沢市上幌向北 1 条 1 丁目
8 3	こまどり公園	岩見沢市北 5 条西 1 4 丁目
8 4	みつば公園	岩見沢市北 5 条西 1 6 丁目
8 5	よつば公園	岩見沢市 1 条東 1 0 丁目
8 6	あずさ公園	岩見沢市東山 1 0 丁目 2 2 番地

87	こおろぎ公園	岩見沢市東山5丁目220番地
88	やよい公園	岩見沢市8条西21丁目
89	こじか公園	岩見沢市志文町205番地
90	にこにこ公園	岩見沢市幌向北1条1丁目
91	幌向なかよし公園	岩見沢市幌向北2条2丁目
92	かなりや公園	岩見沢市西川町512番地
93	やまばと公園	岩見沢市栄町6丁目
94	大和あゆみ公園	岩見沢市大和1条7丁目
95	しらゆき公園	岩見沢市幌向南3条2丁目
96	西川町あかしや公園	岩見沢市西川町505番地
97	みのり公園	岩見沢市北本町東7丁目
98	しんこう公園	岩見沢市南町4条2丁目
99	さくら公園	岩見沢市東町1条8丁目
100	幌向つくし公園	岩見沢市幌向南4条1丁目
101	あおぞら公園	岩見沢市上幌向北1条3丁目
102	あげは公園	岩見沢市北本町9丁目
103	はやぶさ公園	岩見沢市東山7丁目109番地
104	東町たんぼぼ公園	岩見沢市東町662番地
105	わんぱく公園	岩見沢市西川町520番地
106	栄町つつじ公園	岩見沢市栄町3丁目
107	稔公園	岩見沢市稔町527番地
108	くりの木公園	岩見沢市若駒2丁目555番地
109	南友公園	岩見沢市南町9条5丁目
110	みつばち公園	岩見沢市幌向南5条1丁目
111	北5条そよかぜ公園	岩見沢市北5条西8丁目
112	若駒公園	岩見沢市若駒1丁目561番地4
113	南が丘公園	岩見沢市志文町1183番地7
114	かえで公園	岩見沢市かえで町4丁目426番地42
115	ドリーム公園	岩見沢市緑町5丁目
116	はまなす公園	岩見沢市東町1条7丁目1024番地33
117	あずま公園	岩見沢市東町1条6丁目
118	つばみ公園	岩見沢市緑町7丁目
119	のぞみ公園	岩見沢市1条東4丁目
120	幌向中央公園	岩見沢市幌向南1条1丁目
121	穂の香公園	岩見沢市7条西20丁目1番地19
122	志文こぶし公園	岩見沢市志文町296番地31
123	新二条橋公園	岩見沢市2条東13丁目1番地17
124	ポイントネ公園	岩見沢市日の出南3丁目8番
125	リリパットパーク	岩見沢市幌向北1条5丁目
126	ほのぼの公園	岩見沢市南町7条3丁目45
127	北本町さくらんぼ公園	岩見沢市北本町東6丁目3番地7
128	大和さくらんぼ公園	岩見沢市大和1条3丁目5番地20

1 2 9	あのね公園	岩見沢市東山 9 丁目 4 3 番地 4 7 ほか
1 3 0	しののめ公園	岩見沢市上志文町 8 4 6 番地 7
1 3 1	しんひがし公園	岩見沢市東町 1 条 8 丁目 9 3 2 番地 1 2 3
1 3 2	コスモ公園	岩見沢市幌向南 2 条 2 丁目
1 3 3	ありんこ公園	岩見沢市幌向北 1 条 4 丁目
1 3 4	うるおいの里公園	岩見沢市幌向北 2 条 1 丁目
1 3 5	こぶし野公園	岩見沢市北 6 条西 1 8 丁目 4 番
1 3 6	栄町ひまわり公園	岩見沢市栄町 3 丁目
1 3 7	ほろほろ公園	岩見沢市幌向南 3 条 1 丁目
1 3 8	にしかぜ公園	岩見沢市上幌向南 2 条 8 丁目 3 番地 3
1 3 9	メイプルパーク	岩見沢市ふじ町 1 条 6 丁目
1 4 0	南台公園	岩見沢市春日町 4 丁目
1 4 1	若松さつき公園	岩見沢市北 1 条西 1 4 丁目
1 4 2	さわやか公園	岩見沢市南町 3 条 1 丁目
1 4 3	ゆうやけ公園	岩見沢市東山 1 丁目 1 3 6 番地
1 4 4	やまびこ公園	岩見沢市日の出南 2 丁目
1 4 5	必成公園	岩見沢市栗沢町必成 1 9 5 番地 4
1 4 6	栗沢北栄公園	岩見沢市栗沢町最上 2 番地 8 8 ほか
1 4 7	栗沢すずかけ公園	岩見沢市栗沢町必成 3 1 5 番地 1 5
1 4 8	ひばりヶ丘公園	岩見沢市栗沢町由良 7 3 8 番地 3 ほか
1 4 9	サングリーントウン公園	岩見沢市栗沢町南本町 4 9 番地 3
1 5 0	北幸穂公園	岩見沢市栗沢町北幸穂 1 2 番地 1 5
1 5 1	弥生ヶ丘公園	岩見沢市栗沢町最上 2 9 8 番地 7 4 ほか

別表第 2 (第 10 条関係)

(平 1 8 規則 5 7 ・ 平 2 1 規則 3 7 ・ 平 2 6 規則 2 3 ・ 一部改正)

近隣公園

名称		位置
1	元町公園	岩見沢市元町 2 条東 4 丁目
2	孫別公園	岩見沢市東山町 7 5 番地
3	山七公園	岩見沢市 7 条東 8 丁目
4	入徳公園	岩見沢市東町 2 条 6 丁目
5	あけぼの公園	岩見沢市幌向南 3 条 4 丁目
6	こもれび公園	岩見沢市日の出町 1 5 4 番地
7	にれの木公園	岩見沢市 7 条東 1 4 丁目
8	水明公園	岩見沢市 5 条東 1 6 丁目
9	みなみ公園	岩見沢市 9 条東 2 丁目
1 0	みなみまち公園	岩見沢市南町 8 条 4 丁目
1 1	岡山公園	岩見沢市岡山町 6 9 番地
1 2	玉泉館跡地公園	岩見沢市東山 3 丁目 1 9 8 番地 1 ほか

別表第 3 (第 10 条関係)

(平 1 8 規則 5 7 ・ 一部改正)

地区公園

名称	位置
----	----

1	あさぎり公園	岩見沢市緑町6丁目
2	あやめ公園	岩見沢市緑が丘3丁目
3	栗沢中央公園	岩見沢市栗沢町東本町1番地ほか
4	ひょうたん沼交流広場公園	岩見沢市西川町1341番地1ほか

別表第4（第10条関係）

（平18規則57・一部改正）

総合公園

名称		位置
1	東山公園	岩見沢市総合公園
2	利根別自然公園	岩見沢市緑が丘243番地地先ほか
3	いわみざわ公園	岩見沢市志文町1060番地ほか
4	栗沢スポーツ公園	岩見沢市栗沢町最上546番地1ほか

別表第5（第10条関係）

（平18規則57・平19規則6・平20規則20・平23規則6・平26規則23・一部改正）

緑地

名称		位置
1	あかしや広場	岩見沢市1条西11丁目
2	ひば緑地	岩見沢市春日町1丁目
3	学園緑地	岩見沢市春日町2丁目
4	鳩が丘記念緑地	岩見沢市鳩が丘1丁目
5	幾春別川リバーパーク	岩見沢市西川町412番地地先ほか
6	つぐみの森緑地	岩見沢市緑が丘2丁目
7	やまばと緑地	岩見沢市鳩が丘3丁目
8	かえで緑地	岩見沢市かえで町5丁目
9	東栄緑地	岩見沢市4条東18丁目
10	上幌向ふれあい緑地	岩見沢市上幌向南1条4丁目
11	利根別川河川緑地	岩見沢市5条東8丁目から9条西10丁目
12	岡山スポーツフィールド	岩見沢市岡山町12番地
13	北5条緑地	岩見沢市北5条西11丁目
14	駅東市民広場公園	岩見沢市有明町南1番地14
15	志文駅前緑地	岩見沢市志文本町1条4丁目
16	東利根別川東山緑地	岩見沢市東山町591番地1ほか
17	北海幹線用水路鳩が丘緑地	岩見沢市12条東1丁目20番地ほか
18	北海幹線用水路並木町三角緑地	岩見沢市並木町22番地4ほか
19	道央栗沢工業団地公園	岩見沢市栗沢町由良217番地8
20	栗沢100年記念公園	岩見沢市栗沢町最上569番地3ほか
21	栗の森公園	岩見沢市栗沢町栗丘389番地4ほか
22	西川向緑地	岩見沢市西川町330番地1
23	北海幹線用水路駒園緑地	岩見沢市並木町26番地ほか
24	室蘭本線跡地緑地	岩見沢市大和4条4丁目14番地1ほか
25	幌向緑地	岩見沢市幌向北2条4丁目541番地1ほか

別表第 6 (第 10 条関係)

(平 18 規則 57・一部改正)

墓園

	名称	位置
1	緑が丘霊園	岩見沢市緑が丘 287 番地ほか

別表第 7 (第 10 条関係)

運動場

	名称	位置
1	みずほ運動場	岩見沢市稔町 74 番地

様式第1号(第2条関係)

行 為 許 可 申 請 書

- 1 行為の目的
- 2 行為の場所又は公園施設
- 3 行為の内容
- 4 行為の期間
- 5 入場料の類徴収の有無
- 6 そ の 他

上記の通り使用致したいので許可願います。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

職 業



岩見沢市長 様

略 図

様式第3号(第2条関係)

公園施設管理許可申請書	
1	公園施設の管理目的
2	公園施設の種類及び名称
3	公園施設の管理期間 年 月 日から 年 月 日まで
4	公園施設の管理方法
5	入場料の類徴収の有無
6	その他
上記の通り公園施設を管理したいので許可願います。 年 月 日	
申請者	
	住 所
	氏 名
	職 業
岩見沢市長	様

様式第2号(第2条関係)

公園施設設置許可申請書	
1	公園施設の設置目的
2	公園施設の設置場所 (面積)
3	公園施設の設置期間 年 月 日から 年 月 日まで
4	公園施設の種類及び数量
5	公園施設の構造
6	公園施設の管理方法
7	公園施設の設置工事の期間及び実施方法
8	公園の復旧方法
9	入場料の類徴収の有無
10	添付図面
上記の通り公園施設を設置したいので許可願います。 年 月 日	
申請者	
	住 所
	氏 名
	職 業
岩見沢市長	様

様式第4号(第2条関係)

公園占用許可申請書	
1 占用目的	
2 占用場所(面積)	
3 占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 占用工作物又は施設の種類及び数量	
5 占用物件の管理方法	
6 占用物件設置工事の期間及び実施方法	
7 添付図面	
8 その他	
上記の通り占用したいので許可願います。	
	年 月 日
	申請者
	住 所
	氏 名
	職 業
岩見沢市長	様

様式第5号(第2条関係)

許可変更申請書	
1 許可された事項	
2 許可番号及び年月日	第 号 年 月 日
3 変更事項	
4 変更理由	
5 添付図面	
上記の通り変更したいので許可願います。	
	年 月 日
	申請者
	住 所
	氏 名
	職 業
岩見沢市長	様

様式第6号(第3条関係)

第 号				
年	月	日		
			岩見沢市長	
			様	
			行 為 許 可 書	
年	月	日	付け申請の公園地内の使用を下記の通り許可する。	
			記	
1	行為の目的			
2	行為の場所(面積)又は公園施設			
3	行為の内容			
4	行為の期間	年	月	日から
		年	月	日まで
5	入場料の類徴収の有無			
6	そ の 他			
7	使 用 料 金		円	
8	許 可 条 件			

様式第7号(第3条関係)

第 号				
年	月	日		
			岩見沢市長	
			様	
			公 園 施 設 設 置 許 可 書	
年	月	日	付け申請による公園施設の設置を下記の通り許可する。	
			記	
1	公園施設の設置目的			
2	公園施設の設置場所(面積)			
3	公園施設の設置期間	年	月	日から
		年	月	日まで
4	公園施設の種類及び数量			
5	公園施設の構造			
6	公園施設の管理方法			
7	公園施設の設置工事期間及び実施方法			
8	公園の復旧方法			
9	そ の 他			
10	使 用 料 金		円	
11	許 可 条 件			

様式第8号(第3条関係)

第 号			
年 月 日			
			岩見沢市長
			様
			公園施設管理許可書
年 月 日			付け申請による公園施設の管理を下記の通り許可する。
			記
1	公園施設の管理目的		
2	公園施設の種類及び名称		
3	公園施設の管理期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4	公園施設の管理方法		
5	その他		
6	使用料 金		円
7	許可条件		

様式第9号(第3条関係)

第 号			
年 月 日			
			岩見沢市長
			様
			公園占用許可書
年 月 日			付け申請による公園占用を下記の通り許可する。
			記
1	占用目的		
2	占用場所(面積)		
3	占用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4	占用工作物又は施設の種類及び数量		
5	占用物件の管理方法		
6	占用物件設置工事の期間及び実施方法		
7	その他		
8	占用料 金		円
9	許可条件		

様式第10号(第3条関係)

第 号	年 月 日	岩見沢市長
様		
	許 可 変 更 書	
年 月 日	付け申請による許可変更を下記の通り許可する。	
	記	
1	許可された事項	
2	許可番号及び年月日	第 号 年 月 日
3	変更事項	
4	変更理由	
5	その他	
6	変更条件	

様式第11号(第4条関係)

	届 書	
1	公園名及び理由	
2	許可年月日又は受命年月日	
	許可受命	年 月 日
3	届出事項	
4	その他の理由	
	上記の通りお届けします。	
	年 月 日	
	届出者	
	住 所	
	氏 名	㊟
岩見沢市長	様	

様式第12号(第6条関係)

都市公園使用料(占用料)減免申請書	
1	使用(占用)の公園又は公園施設
2	許可(承認)年月日 年 月 日
3	許可(承認)番号 第 号
4	減額(免除)の額
5	減額(免除)の理由
上記の通り都市公園(有料公園)の使用料(占用料)を減額(免除)願います。	
年 月 日	
申請者	
住 所	
氏 名	
岩見沢市長	様

様式第13号(第6条関係)

第 号	
年 月 日	
岩見沢市長	
様	
使用料(占用料)減免通知書	
年 月 日付け申請のあった都市公園(有料公園施設)の使用料(占用料)の減額(免除)については下記の通り通知する。	
	記
1 減額(免除)する額	円
2 その他	

様式第14号(第8条関係)

有料公園施設使用申請書	
1 使用施設名	
2 使用の日時	
3 使用の場所及び目的	
4 使用の方法	
5 入場料の類徴収の有無	
(徴収するときはその種類及び金額)	
上記の通り公園施設を使用したいので許可願います。	
年 月 日	
申請者	
住 所	
氏 名	
職 業	
Ⓜ	
岩見沢市長	様

様式第15号(第8条関係)

第 号	
年 月 日	
岩見沢市長	
様	
有料公園施設使用許可書	
年 月 日付け申請による公園施設の使用を下記の通り許可する。	
記	
1 使用施設名	
2 使用の日時	
3 使用の場所及び目的	
4 使用の方法	
5 入場料の類徴収の有無	
6 使用料金	円
7 許可の条件	

様式第16号(第9条関係)

当 日 券

No. _____	No. _____
(控) 当 日 券	当 日 券
円	円
施設名 _____	施設名 _____
岩 見 沢 市	岩 見 沢 市

- ・庭球場は桃色用紙
- ・サッカー場は黄色用紙
- ・陸上競技場は水色用紙
- ・弓道場は緑色用紙

夜 間 券

No. _____	No. _____
(控) 夜 間 券	夜 間 券
円	円
施設名 _____	施設名 _____
岩 見 沢 市	岩 見 沢 市

- ・桃色用紙

期 間 券

No. _____	No. _____
(控) 期 間 券	期 間 券
円	円
施設名 _____	施設名 _____
岩 見 沢 市	岩 見 沢 市

- ・庭球場は桃色用紙
- ・サッカー場は黄色用紙
- ・陸上競技場は水色用紙
- ・弓道場は緑色用紙

様式第17号(第9条関係)

No. _____ いわみざわ公園 室内公園 使用券 一般・大学生・高校生 300円 夏期(5月から10月まで) 岩見沢市	No. _____ いわみざわ公園 室内公園 使用券 一般・大学生・高校生 300円 夏期(5月から10月まで) 岩見沢市
No. _____ いわみざわ公園 室内公園 使用券 一般・大学生・高校生 500円 冬期(11月から4月まで) 岩見沢市	No. _____ いわみざわ公園 室内公園 使用券 一般・大学生・高校生 500円 冬期(11月から4月まで) 岩見沢市
No. _____ いわみざわ公園 室内公園 使用券 中学生・小学生 150円 夏期(5月から10月まで) 岩見沢市	No. _____ いわみざわ公園 室内公園 使用券 中学生・小学生 150円 夏期(5月から10月まで) 岩見沢市
No. _____ いわみざわ公園 室内公園 使用券 中学生・小学生 250円 冬期(11月から4月まで) 岩見沢市	No. _____ いわみざわ公園 室内公園 使用券 中学生・小学生 250円 冬期(11月から4月まで) 岩見沢市

備考 一般・大学生・高校生と中学生・小学生ごと及び夏期と冬期ごとに色別する。

様式第18号(第9条関係)

No. _____ いわみざわ公園 駐 車 場 使 用 券 大 型 車 500円 岩 見 沢 市	No. _____ いわみざわ公園 駐 車 場 使 用 券 大 型 車 500円 岩 見 沢 市
No. _____ いわみざわ公園 駐 車 場 使 用 券 普 通 車 300円 岩 見 沢 市	No. _____ いわみざわ公園 駐 車 場 使 用 券 普 通 車 300円 岩 見 沢 市

様式第19号(第9条関係)

<p>No. _____</p> <p>いわみざわ公園 キャンプ場 使用券(一般サイト) 一般料金 1,000円 岩見沢市</p>	<p>No. _____</p> <p>いわみざわ公園 キャンプ場 使用券(一般サイト) 一般料金 1,000円 岩見沢市</p>
<p>No. _____</p> <p>いわみざわ公園 キャンプ場 使用券(一般サイト) 市民料金 500円 岩見沢市</p>	<p>No. _____</p> <p>いわみざわ公園 キャンプ場 使用券(一般サイト) 市民料金 500円 岩見沢市</p>
<p>No. _____</p> <p>いわみざわ公園 キャンプ場 使用券(オートサイト) 一般料金 4,000円 岩見沢市</p>	<p>No. _____</p> <p>いわみざわ公園 キャンプ場 使用券(オートサイト) 一般料金 4,000円 岩見沢市</p>
<p>No. _____</p> <p>いわみざわ公園 キャンプ場 使用券(オートサイト) 市民料金 2,000円 岩見沢市</p>	<p>No. _____</p> <p>いわみざわ公園 キャンプ場 使用券(オートサイト) 市民料金 2,000円 岩見沢市</p>

様式第20号(第9条関係)

<p>No. _____</p> <p>あ や め 公 園 パ ー ク ゴ ル フ 場 使 用 券 1 5 0 円 岩 見 沢 市</p>	<p>No. _____</p> <p>あ や め 公 園 パ ー ク ゴ ル フ 場 使 用 券 1 5 0 円 岩 見 沢 市</p>
---	---

様式第1号 (第2条関係)
様式第2号 (第2条関係)
 (平18規則57・一部改正)
様式第3号 (第2条関係)
 (平18規則57・一部改正)
様式第4号 (第2条関係)
 (平18規則57・一部改正)
様式第5号 (第2条関係)
様式第6号 (第3条関係)
 (平18規則57・一部改正)
様式第7号 (第3条関係)
 (平18規則57・一部改正)
様式第8号 (第3条関係)
 (平18規則57・一部改正)
様式第9号 (第3条関係)
 (平18規則57・一部改正)
様式第10号 (第3条関係)
 (平18規則57・一部改正)
様式第11号 (第4条関係)
様式第12号 (第6条関係)
様式第13号 (第6条関係)
様式第14号 (第8条関係)
様式第15号 (第8条関係)
 (平18規則57・一部改正)
様式第16号 (第9条関係)
様式第17号 (第9条関係)
 (平18規則57・一部改正)
様式第18号 (第9条関係)
様式第19号 (第9条関係)
 (平19規則26・全改)
様式第20号 (第9条関係)

○岩見沢市農山村地域公園条例

※北村中央公園・桜つつみ公園のみ適用

平成17年12月27日

条例第80号

改正 平成26年3月26日条例第1号

平成27年3月23日条例第16号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理（第3条—第6条）
- 第3章 公園内の施設の設置及び管理（第7条—第9条）
- 第4章 占用（第10条・第11条）
- 第5章 有料公園施設（第12条—第15条）
- 第6章 雑則（第16条—第24条）
- 第7章 罰則（第25条—第27条）
- 第8章 補則（第28条）

第1章 総則

（設置）

第1条 この地域における住民の健康の維持増進及び憩いの場を提供するため、岩見沢市農山村地域公園（以下「公園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

第2章 管理

（行為の制限）

第3条 公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- （1） 行商、募金その他これに類する行為をすること。
- （2） 興行を行うこと。
- （3） 競技会、展示会その他これに類する催しを行うこと。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1） 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業並びに営業種目とする。）
- （2） 行為の目的
- （3） 行為の期間
- （4） 行為の場所又は公園施設
- （5） 行為の内容
- （6） その他市長が指示する事項

3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公益のため又は公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限って、同項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項各号に掲げる行為が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認めるときは、同項又は第3項の許可を与えない。

6 市長は、公園の管理上必要な範囲内で第1項又は第3項の許可に条件を付することができる。

(使用料)

第4条 前条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

(行為の禁止)

第5条 何人も、公園内で次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3条第1項又は第3項の許可に係る行為であって、特に市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(1) 公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 立木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所に車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)による自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。)を乗り入れ、又は駐車すること。

(8) 前各号のほか、市長が公園の管理上特に必要と認め、禁止すること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

第3章 公園内の施設の設置及び管理

(施設者の資格)

第7条 公園内に施設を設け、又は管理させることができる者は、市内に住所又は事務所を有する者でなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(公園施設設置等の許可)

第8条 土地の使用又は公園施設の設置若しくは管理をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を行う場合において管理上必要と認めるときは、条件を付することができる。

(土地又は公園施設の使用料)

第9条 土地の使用又は公園施設の設置若しくはこれらの管理の許可を受けた者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 許可の期間が1年を超える者の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、

岩見沢市財産条例（昭和44年条例第19号）の規定に準じ、市長が定める。

第4章 占用

（占用の許可）

第10条 公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（1）申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業並びに営業種目とする。）

（2） 占用の目的

（3） 占用の期間

（4） 占用の場所

（5） 占用工作物又は施設の種類及び数量

（6） 占用物件の管理方法

（7） その他市長が指示する事項

3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、公園の占用が公益のため又は公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限って、第1項又は前項の許可を与えることができる。

（占用料）

第11条 前条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第4に掲げる占用料を納付しなければならない。

第5章 有料公園施設

（名称）

第12条 市が管理する公園施設のうち、有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第5の左欄に掲げるとおりとする。

（使用の許可）

第13条 有料公園施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を行う場合において管理上必要と認めるときは、条件を付すことができる。

（開設期間等）

第14条 北村中央公園森森ヘルシー広場のパークゴルフ場の開設期間、休園日及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園日を設けることができる。

（1） 開設期間 4月29日から11月15日まで

（2） 休園日 金曜日

（3） 使用時間 午前9時から午後5時まで

2 土里夢公園パークゴルフ場の開設期間、休園日及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨

時に休園日を設けることができる。

(1) 開設期間 4月29日から11月15日まで

(2) 休園日 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日となった場合は、月曜日を開設日とし、火曜日を休園日とする。

(3) 使用時間 午前9時から午後5時まで

3 北村中央公園ふれあい広場貸しボートの開設期間、営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園日を設けることができる。

(1) 開設期間 4月29日から10月31日まで

(2) 営業日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし、7月15日から8月31日までは毎日とする。

(3) 営業時間 午前8時30分から午後5時まで

(使用料)

第15条 有料公園施設の使用許可を受けた者は、別表第5に掲げる使用料を納付しなければならない。

第6章 雑則

(権利の譲渡禁止等)

第16条 公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(居住の禁止)

第17条 公園施設は、居住の本拠としてはならない。

(監督処分)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可又は承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 公園の管理上の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(使用料等の徴収)

第19条 使用料又は占用料は、第3条第1項各号に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理、公園の占有又は有料公園施設の使用（以下「公園の使用」という。）の期間が1年を超えない場合においては、公園の使用許可の際これを徴収する。

2 公園の使用期間が1年を超える場合においては、使用許可期間中に市長が

納期を定めて、これを徴収する。

3 使用料及び占用料の算出方法は、次に定めるところによる。

(1) 1年を単位として定められている場合は、1年未満の端数は月割をもって計算する。この場合、1月未満の端数があるときは1月とみなす。

(2) 1月を単位として定められている場合は、1月未満の端数は1月とみなす。

(3) 1日を単位として定められている場合は、1日未満の端数は1日とみなす。

(使用料等の減免)

第20条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料等の不還付)

第21条 既納の使用料及び占用料は還付しない。ただし、不可抗力により使用できなかった場合は、その全部又は一部を還付する。

(指定管理者)

第22条 市長は、公園の管理運営を岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第8号）第5条第1項の規定により指定を受けた団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、この条例に定める管理基準に従い、公園の管理運営を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第23条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 公園の維持管理に関すること。

(2) 公園の使用の許可等に関すること。

(3) その他市長が必要と認める業務

(利用料金)

第24条 市長は、指定管理者に、公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項に規定する利用料金の額は、別表第5に定める使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 第15条の規定は、利用料金を管理受託者の収入として收受させる場合には適用しない。

第7章 罰則

第25条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第3条及び第5条の規定に違反した者

(2) 第18条の規定による市長の命令に違反した者

第26条 詐欺その他不正な行為により使用料又は占用料を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員

が、その法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても前2条の過料を科する。

第8章 補則

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(北村及び栗沢町の編入に伴う経過措置)

2 平成18年3月27日前に、北村農村公園等設置条例(昭和56年北村条例第15号)又は北村パークゴルフ場設置条例(平成13年北村条例第10号)(以下これらを「旧村の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成18年3月27日前に、旧村の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、旧村の条例の例による。

4 平成18年3月27日前にした北村農村公園等設置条例に違反する行為に対する罰則の適用については、北村農村公園等設置条例の例による。

5 平成18年3月27日から平成18年3月31日までの間の北村農村公園及び北村パークゴルフ場の管理については、旧村の条例の例による。

6 平成18年3月27日から平成18年3月31日までの間の万字線鉄道公園の管理については、岩見沢市都市公園条例の例による。

附 則(平成26年3月26日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(使用料及び手数料の改定に伴う経過措置)

2 第1条から第13条まで、第15条、第17条から第25条まで、第27条、第28条及び第32条から第54条までの規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料及び手数料の額は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月23日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 美流渡みんなの森運動広場に係る、この条例による改正後の岩見沢市農山村地域公園条例第3条第1項及び第3項、第8条第1項並びに第10条第1項及び第3項の許可に係る申請手続は、施行日前においても行うことができる。

(岩見沢市美流渡みんなの森運動広場条例の廃止)

3 岩見沢市美流渡みんなの森運動広場条例(平成17年条例第109号)は、廃止する。

別表第1（第2条関係）

（平27条例16・一部改正）

名称	位置
大願つつじ公園	岩見沢市大願町368番地1
協和公園	岩見沢市下志文町350番地
幌向ダム公園	岩見沢市毛陽町39番地
万字線鉄道公園	岩見沢市朝日町176番地4
北村中央公園	岩見沢市北村赤川586番地ほか
桜つつみ公園	岩見沢市北村栄町168番地1
土里夢公園	岩見沢市北村幌達布5180番地1
北越公園	岩見沢市栗沢町北斗601番地1
茂世丑公園	岩見沢市栗沢町茂世丑307番地2
上幌公園	岩見沢市栗沢町上幌350番地1
宮村公園	岩見沢市栗沢町宮村186番地
万字市街公園	岩見沢市栗沢町万字幸町
美流渡みんなの森運動広場	岩見沢市栗沢町美流渡本町56番地2

別表第2（第4条関係）

（平26条例1・一部改正）

行為	使用料	
	単位	金額
行商、募金その他これに類する行為	1日	75円
興行	20平方メートルにつき 1日	960円
競技会、展示会その他これに類する催し	20平方メートルにつき 1日	210円

別表第3（第9条関係）

（平26条例1・一部改正）

区分	使用料	
	単位	金額
売店等	10平方メートルにつき 1日	480円

備考 ただし、1日に満たないときは1日とする。

別表第4（第11条関係）

占用区分	占用料	
	単位	金額
電柱	1本につき 1月	15円
電線	1メートルにつき 1月	5円
変圧塔	1箇所につき 1月	75円
ガス管、上水道管及び下水道管	1メートルにつき 1月	10円
競技会、集会、展示会、博覧会等の仮設工作物を	20平方メートルにつき 1日	310円

設けるとき、工事用仮設物及び材料置場		
標識	1箇所につき 1日	45円

別表第5（第12条、第15条、第24条関係）

（平26条例1・一部改正）

施設名		使用料		
北村中央公園ふれあい広場 貸しボート		1隻30分以内 150円		
		超過30分当たり 100円		
北村中央公園森 森ヘルシー広場 パークゴルフ場 土里夢公園パー クゴルフ場	プレー代	小学生	1日券	市民以外 200円
				市民 100円
		中学生	回数券	市民以外2,000円
				市民 1,000円
		高校生	回数券 (11枚つづり)	市民以外4,000円
				市民 2,000円
		一般	回数券 (23枚つづり)	市民以外4,000円
				市民 2,000円
	1日券	市民以外 410円		
		市民 200円		
回数券 (11枚つづり)	市民以外4,100円			
	市民 2,000円			
回数券 (23枚つづり)	市民以外8,200円			
	市民 4,000円			
クラブ・ボール代	1人1日	100円		

備考 営利目的での使用は禁止する。

○岩見沢市農山村地域公園条例施行規則

※北村中央公園・桜つつみ公園のみ適用

平成18年3月13日

規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩見沢市農山村地域公園条例（平成17年条例第80号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の5日前までに行為許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第8条第1項の規定により公園施設の設置の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに公園施設設置許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 条例第8条第1項の規定により公園施設の管理の許可を受けようとする者は、管理開始の日の15日前までに公園施設管理許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 条例第10条第1項の規定により公園の占用許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに公園占用許可申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

5 前各項の規定により許可を受けた者がこれらの許可を受けた事項を変更しようとするときは、それぞれ前各項の規定に準じて、速やかに許可変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

6 第2項及び前2項の規定により許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部変更しようとする者は、申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(許可書)

第3条 市長は、前条各項の許可を受けた者に対して行為許可書（様式第6号）、公園施設設置許可書（様式第7号）、公園施設管理許可書（様式第8号）、公園占用許可書（様式第9号）又は許可変更書（様式第10号）（以下これらを「許可書」という。）を交付する。

(使用料等の徴収)

第4条 条例第19条第2項に規定する使用料等は、次の表に掲げる期間の区分により、同表右欄に掲げる納期において徴収する。ただし、使用の許可を受けた者が使用料等を前納しようとするときは、この限りでない。

期別	期間	納期
第1期	4月から9月まで	9月30日まで
第2期	10月から3月まで	3月31日まで

(使用料の減免)

第5条 条例第20条の規定により使用料又は占用料を減免する場合の要件及び免除する割合については、次のとおりとする。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に定める障害者又

は当該障害者による団体が、営利営業以外の目的かつ障害者の自立促進又は生涯学習活動に資する目的のために使用する場合は、使用料の全部を免除する。

(2) その他特に使用料又は占用料の減免が必要と認める場合については、市長が別に定める。

2 使用料又は占用料の減免を受けようとする者は、様式第11号の申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料又は占用料の減免の可否を決定したときは、様式第12号の通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料等の還付)

第6条 条例第21条ただし書の規定により使用料又は占用料を還付する場合は、おおむね次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 市長が、条例第18条第2項の規定によって同条第1項に規定する処分をし、又は必要な措置を命じた場合

(2) 天災その他公園を使用する者の責めによらない理由により使用又は占有ができなくなった場合

(使用券)

第7条 北村中央公園森森ヘルシー広場、土里夢公園パークゴルフ場及び北村中央公園ふれあい広場貸しボートを使用するときは、使用券を購入しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

行為許可申請書

- 1 行為の目的
- 2 行為の場所又は公園施設
- 3 行為の内容
- 4 行為の期間
- 5 入場料の類徴収の有無
- 6 その他

上記のとおり使用したいので許可願います。

年 月 日

申請者

住所
氏名
職業

印

岩見沢市長 様

略図

様式第2号(第2条関係)

公園施設設置許可申請書	
1 公園施設の設置目的	
2 公園施設の設置場所 (面積)	
3 公園施設の設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 公園施設の種類及び数量 5 公園施設の構造 6 公園施設の管理方法 7 公園施設の設置工事の期間及び実施方法 8 公園の復旧方法 9 入場料の類徴収の有無 10 添付図面 上記のとおり公園施設を設置したいので許可願います。 年 月 日 申請者 住所 氏名 職業 岩見沢市長 様 印	

様式第3号(第2条関係)

公園施設管理許可申請書	
1 公園施設の管理目的	
2 公園施設の種類及び名称	
3 公園施設の管理期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 公園施設の管理方法 5 入場料の類徴収の有無 6 その他 上記のとおり公園施設を管理したいので許可願います。 年 月 日 申請者 住所 氏名 職業 岩見沢市長 様 印	

様式第4号(第2条関係)

公園占用許可申請書	
1 占用目的 2 占用場所(面積)	
3 占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 占用工作物又は施設の種類及び数量 5 占用物件の管理方法 6 占用物件設置工事の期間及び実施方法 7 添付図面 8 その他 上記のとおり占用したいので許可願います。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申請者 住所 氏名 職業 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 印 </div> 岩見沢市長 様	

様式第5号(第2条関係)

許可変更申請書	
1 許可された事項 2 許可番号及び年月日 第 号	年 月 日
3 変更事項 4 変更理由 5 添付図面	
上記のとおり変更したいので許可願います。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申請者 住所 氏名 職業 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 印 </div> 岩見沢市長 様	

様式第6号(第3条関係)

第 号 年 月 日 様 岩見沢市長 行為許可書 年 月 日付け申請の公園地内の使用を下記のとおり許可する。 記 1 行為の目的 2 行為の場所(面積)又は公園施設 3 行為の内容	
4 行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 入場料の類徴収の有無 6 その他 7 使用料 金 円 8 許可条件	

様式第7号(第3条関係)

第 号 年 月 日 様 岩見沢市長 公園施設設置許可書 年 月 日付け申請による公園施設の設置を下記のとおり許可する。 記 1 公園施設の設置目的 2 公園施設の設置場所(面積)	
3 公園施設の設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 公園施設の種類及び数量 5 公園施設の構造 6 公園施設の管理方法 7 公園施設の設置工事期間及び実施方法 8 公園の復旧方法 9 その他 10 使用料 金 円 11 許可条件	

様式第8号(第3条関係)

第 号 年 月 日 様 岩見沢市長 公園施設管理許可書 年 月 日付け申請による公園施設の管理を下記のとおり許可する。 記 1 公園施設の管理目的 2 公園施設の種類及び名称	
3 公園施設の管理期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 公園施設の管理方法 5 その他 6 使用料 金 円 7 許可条件	

様式第9号(第3条関係)

第 号 年 月 日 様 岩見沢市長 公園占用許可書 年 月 日付け申請による公園占用を下記のとおり許可する。 記 1 占用目的 2 占用場所(面積)	
3 占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 占用工作物又は施設の種類及び数量 5 占用物件の管理方法 6 占用物件設置工事の期間及び実施方法 7 その他 8 占用料 金 円 9 許可条件	

様式第10号(第3条関係)

第	号					
	年	月	日			
					岩見沢市長	
				様		
					許可変更書	
	年	月	日		付け申請による許可変更を下記のとおり許可する。	
					記	
1	許可された事項					
2	許可番号及び年月日	第	号	年	月	日
3	変更事項					
4	変更理由					
5	その他					
6	変更条件					

様式第11号(第5条関係)

公園使用料(占用料)減免申請書						
1	使用(占有)の公園又は公園施設					
2	許可(承認)年月日		年	月	日	
3	許可(承認)番号		第		号	
4	減額(免除)の額					
5	減額(免除)の理由					
上記のとおり都市公園(有料公園)の使用料(占用料)を減額(免除)願います。						
	年	月	日			
				申請者		
				住所		
				氏名		印
				職業		
岩見沢市長						様

様式第12号(第5条関係)

第 号

年 月 日

岩見沢市長

様

使用料(占用料)減免通知書

年 月 日付け申請のあった公園(有料公園施設)の使用料(占用料)の減額(免除)については、下記のとおり通知する。

記

1 減額(免除)する額

円

2 その他

様式第1号 (第2条関係)
様式第2号 (第2条関係)
様式第3号 (第2条関係)
様式第4号 (第2条関係)
様式第5号 (第2条関係)
様式第6号 (第3条関係)
様式第7号 (第3条関係)
様式第8号 (第3条関係)
様式第9号 (第3条関係)
様式第10号 (第3条関係)
様式第11号 (第5条関係)
様式第12号 (第5条関係)

○利根別原生林ウォーキングセンター条例

※利根別原生林ウォーキングセンターのみ適用

平成 9 年 3 月 3 1 日

条例第 2 号

改正 平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日 条例第 8 1 号

(設置)

第 1 条 利根別原生林の優れた自然の保全と、利根別原生林の自然とのふれあいを通じて、自然保護の普及及び環境に優しい文化の創造に向けた活動に寄与するため、利根別原生林ウォーキングセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 利根別原生林ウォーキングセンター

位置 岩見沢市緑が丘 7 3 番地 2

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) センターの施設及び設備を使用に供すること。

(2) 利根別原生林の利用促進に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要と認められること。

(開館時間等)

第 4 条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 休館日

ア 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日に該当するときは、その翌日とする。

イ 1 1 月 1 日から翌年 4 月 2 0 日まで

(入館の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの入館を制限し、又は入館させないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 建物その他備付物件を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(3) その他施設等の管理上不適當であるとき。

(損害賠償)

第 6 条 入館者は、建物その他備付物件を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者)

第 7 条 市長は、センターの管理運営を岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 7 年条例第 8 号）第 5 条第 1 項の規定により指定を受けた団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、この条例に定める管理基準に従い、センターの管理運営を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの維持管理に関すること。
- (2) センターの使用の許可等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成9年規則第12号で平成9年4月29日から施行)

附 則(平成17年12月27日条例第81号)

この条例は、公布の日から施行する。

○利根別原生林ウォーキングセンター条例施行規則

※利根別原生林ウォーキングセンターのみ適用

平成9年4月28日

規則第13号

改正 平成12年2月28日規則第10号

平成18年3月13日規則第56号

注 平成18年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、利根別原生林ウォーキングセンター条例（平成9年条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平18規則56・一部改正)

(入館者の遵守事項)

第2条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく物品の販売、募金、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 備付物件等の取扱いを適切に行うこと。
- (5) その他管理運営上不適当な行為を行わないこと。

(平18規則56・旧第3条繰上・一部改正)

(団体使用の届出等)

第3条 団体が利根別原生林ウォーキングセンター（以下「センター」という。）を使用しようとするときは、あらかじめ使用目的、使用内容、人数等を市長に届け出なければならない。

2 条例第5条第3号の規定により、市長は、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認めるときは、センターに入館させない。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。

(平18規則56・旧第4条繰上・一部改正)

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平18規則56・旧第5条繰上)

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成12年2月28日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月13日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

○岩見沢市個人情報保護条例

平成15年9月19日

条例第19号

改正 平成19年9月18日条例第25号

平成27年9月15日条例第26号

平成28年3月22日条例第6号

平成29年3月21日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム又は磁気テープその他これらに類するものに記録されたものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(3) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

(4) 個人情報ファイル 実施機関が保有する個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、個人情報取扱事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(5) 特定個人情報 個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（番号法第26条において準用する場合を含む。第23条の2第2項において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(平27条例26・平29条例1・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、市民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報の記録項目
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に関する事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあること等の理由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を執行するために収集する場合であって、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- (7) 他の実施機関から個人情報取扱事務の目的の範囲内の提供を受けて収集するとき、又は次条第1項ただし書の規定による提供を受けて収集するとき。
- (8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体(以下「国等」という。)から収集する場合であって、事務の執行に必要な限度

で収集し、かつ、収集することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が岩見沢市情報公開条例（平成14年条例第2号）第16条に規定する岩見沢市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

4 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

（平19条例25・一部改正）

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の目的外利用等（個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供することをいう。以下同じ。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 同一の実施機関内において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、個人情報を利用する実施機関が事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(6) 国等に提供する場合であって、個人情報を利用する者が、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(7) 専ら学術研究又は統計のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、公益上必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報の目的外利用等を行うときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（平19条例25・平27条例26・一部改正）

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施

機関内において利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平 27 条例 26・追加)

第 8 条の 3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。

(平 27 条例 26・追加)

(提供先に対する措置要求)

第 9 条 実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(平 27 条例 26・一部改正)

(オンライン結合による提供の制限)

第 10 条 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。）による個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、法令等に定めがある場合を除き、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適正管理)

第 11 条 実施機関は、個人情報の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 個人情報を正確かつ最新のものとする事。

(2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止すること。

(3) 保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託等に伴う措置)

第 12 条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するとき、又は指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(平 19 条例 25・全改)

(職員等の義務)

第 13 条 個人情報取扱事務に従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条の委託に係る受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する個人情報(第6条第3項の事務に係るものを除く。以下同じ。)の開示(当該個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。第20条を除き、以下同じ。)の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。

3 死者の個人情報については、次の各号のいずれかに該当する者に限り開示請求をすることができる。

(1) 死者の代理人であった者

(2) 相続人(財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報に限る。)

(3) 死者の配偶者等であった者(診療記録等及び慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報に限る。)

(4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で開示請求を認める者

(平27条例26・一部改正)

(開示請求の方法)

第15条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は前条第2項の代理人若しくは同条第3項各号のいずれかに該当する者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(平27条例26・一部改正)

(開示請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、前条第1項の開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨(次条の規定により開示請求に係る個人情報の一部を開示しない旨及び第18条の規定により開示請求を拒否する旨を含む。以下同じ。)の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定をしたときは、その理由を前項の書面に付記しなければならない。この場合において、開示しない旨の決定をした個人情報が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の決定を行うべき期間を、同項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長の理由及び決定をすることができる時期を書面により通知しなければならない。

(開示しないことができる個人情報)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 法令等の定めるところにより明らかに本人に開示することができないとされているとき。

(2) 開示請求者以外の個人に関する個人情報を含む場合であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるとき。

(3) 相談、指導、診療、選考その他の個人に関する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

(4) 法人等に関して記録された情報を含む場合であって、開示することにより、当該法人等が有する競争上の地位その他正当な利益を侵すおそれがあると認められるとき。

(5) 国等との間における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損うおそれがあると認められるとき。

(6) 実施機関内部若しくは実施機関相互間又は実施機関と国等との間における審議、協議、検討等(以下「審議等」という。)の意思形成過程において実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、当該審議等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

(7) 実施機関又は国等が行う監査、検査、調査、交渉、争訟その他の事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められるとき。

(8) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

(平19条例25・一部改正)

(裁量的開示)

第17条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報(前条第1号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(平19条例25・追加)

(個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第17条の規定により開示しないこととすべき個人情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(第三者の意見聴取等)

第19条 実施機関は、第16条第1項の決定をするに際して、開示請求に係る個人

情報に開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合であって、必要と認めるときは、当該第三者の意見を聴くものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、個人情報の開示をすることと決定したときは、速やかにその旨を当該第三者に通知するものとする。

（開示の実施）

第20条 実施機関は、第16条第1項の規定により開示請求に係る個人情報を開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

- 2 個人情報の開示は、当該個人情報の閲覧又は写しの交付により行うものとする。
- 3 実施機関は、個人情報の開示をすることにより当該個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、第17条の規定により個人情報の一部を開示しないときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しをもって開示することができる。
- 4 第15条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

（訂正等の請求）

第21条 何人も、前条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の訂正を請求することができる。

- 2 何人も、実施機関が第7条の規定に反して自己に関する個人情報（特定個人情報を除く。以下この項及び次項において同じ。）を収集したと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の削除を請求することができる。
- 3 何人も、実施機関が第8条の規定に反して自己に関する個人情報の目的外利用等をしていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。
- 4 第14条第2項及び第3項の規定は、自己に関する個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求をしようとする者について準用する。

（平27条例26・一部改正）

（自己に関する特定個人情報の利用停止等の請求）

第21条の2 何人も、第20条第1項の規定により開示を受けた自己に関する特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- （1） 第7条若しくは番号法第20条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルという。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去
- （2） 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止
- （3） 第11条第3号の規定に違反して廃棄され、又は消去されていないとき 当該特定個人情報の廃棄又は消去

- 2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項各号に定める措置の請求をしようとする

る者について準用する。

(平 2 7 条例 2 6 ・ 追加、平 2 9 条例 1 ・ 一部改正)

(訂正等の請求の方法)

第 2 2 条 訂正等 (自己に関する個人情報 の訂正、削除若しくは目的外利用等の中
止、又は自己に関する特定個人情報 の利用の停止若しくは廃棄若しくは消去、若し
くは提供の停止をいう。以下同じ。) の請求をしようとする者は、実施機関に対
し、次の各号に掲げる事項を記載した訂正等請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正等の請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正等の内容
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第 1 5 条第 2 項の規定は、訂正等の請求をしようとする者について準用する。

(平 2 7 条例 2 6 ・ 一部改正)

(訂正等の請求に対する決定等)

第 2 3 条 実施機関は、前条第 1 項の訂正等請求書を受理したときは、受理した日の
翌日から起算して 3 0 日以内に、訂正等の請求に係る個人情報に関する必要な調査
を行い、当該個人情報の訂正等をする旨又は訂正等をしない旨の決定をしなければ
ならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正等の請求に係る個人情報の訂正等をする旨の
決定をしたときは、当該個人情報の訂正等をした上で、訂正等の請求をした者 (以
下「訂正等請求者」という。) に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければ
ならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定により訂正等をしない旨の決定をしたときは、訂正等
請求者に対し、速やかにその旨及び理由を書面により通知しなければならない。

4 第 1 6 条第 4 項の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。

(個人情報の提供先への通知)

第 2 3 条の 2 実施機関は、訂正等の決定に基づく個人情報 (情報提供等記録を除
く。以下この項において同じ。) の訂正等を実施した場合において、必要があると
認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知
するものとする。

2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正を実施した場合において、
必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 1 9 条第 7 号に規定する情報照
会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しく
は条例事務関係情報提供者 (当該訂正に係る番号法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項に規
定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。) に対し、
遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平 1 9 条例 2 5 ・ 追加、平 2 7 条例 2 6 ・ 平 2 9 条例 1 ・ 一部改正)

(費用の負担)

第 2 4 条 この条例の規定による個人情報の開示及び訂正等に係る手数料は、無料と
する。

2 第 2 0 条第 2 項又は第 3 項の規定により個人情報の写しの交付を行う場合にお
ける当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の費用は、前納とする。

(審査請求に関する手続)

第25条 実施機関は、第16条第1項又は第23条第1項の決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であるとき、又は当該審査請求の請求を認容するときを除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に係る裁決を行うものとする。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定を適用しないものとする。

（平28条例6・一部改正）

（苦情の処理）

第26条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

（他の制度との調整）

第27条 この条例は、他の法令等の規定により開示又は訂正等の手続が定められている個人情報（特定個人情報を除く。）については、適用しない。

2 この条例は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第3項に規定する公的統計を作成するために集められた個人情報については、適用しない。

3 この条例は、図書館その他の市の施設において市民の利用に供することを目的として管理している個人情報については、適用しない。

（平19条例25・平27条例26・一部改正）

（運用状況の公表）

第28条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について公表するものとする。

（市長の助言等）

第29条 市長は、この条例による個人情報保護制度の円滑かつ統一的な実施を図る上で必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関して助言、調整等を行うことができる。

（委任）

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

（罰則）

第31条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条の委託に係る受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は磁気テープその他これらに類するものを収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報取扱事務については、

第6条第1項中「開始しようとしているときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」とする。

3 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している個人情報については、第7条、第8条及び第10条の規定による手続を経たものとみなす。

(岩見沢市情報公開条例の一部改正)

4 岩見沢市情報公開条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成19年9月18日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条第2項の改正規定は、統計法の施行の日から施行する。

附 則 (平成27年9月15日条例第26号)抄

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中岩見沢市個人情報保護条例第2条に2号を加える改正規定(同条第6号に係る部分に限る。)、同条例第8条の次に2号を加える改正規定(第8条の2(情報提供等記録に係る部分に限る。))及び第8条の3に係る部分に限る。)、同条例第21条の次に1号を加える改正規定(情報提供等記録に係る部分に限る。))及び同条例第23条の2の改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則 (平成28年3月22日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成29年3月21日条例第1号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

○岩見沢市個人情報保護条例施行規則

平成15年12月9日

規則第29号

改正 平成19年9月18日規則第35号

平成27年10月2日規則第19号

平成28年3月31日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩見沢市個人情報保護条例（平成15年条例第19号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第2条 条例第6条第1項第4号の規定により市長が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務の開始、変更又は廃止年月日
- (2) 個人情報取扱事務を所管する部課等の名称
- (3) 個人情報の収集先
- (4) 個人情報の経常的な提供先
- (5) 外部委託の有無
- (6) 個人情報の処理形態
- (7) 個人情報の記録形態

2 条例第6条第1項前段の規定による個人情報取扱事務の開始の届出、同条第1項後段の規定による個人情報取扱事務の変更の届出及び同条第2項の規定による個人情報取扱事務の廃止の届出は、個人情報取扱事務届出書（様式第1号）により行うものとする。

3 条例第6条第4項の規定による閲覧は、個人情報取扱事務届出書の写しにより行うものとする。

4 前3項に定めるもののほか、個人情報取扱事務届出書の作成及び閲覧に関し必要な事項は、市長が定める。

(外部提供に伴う措置)

第3条 市長は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合で、条例第9条の規定により必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した覚書を取り交わすほか必要な措置を講ずるものとする。ただし、事務の内容又は性質により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 使用目的以外の使用及び第三者への提供の禁止
- (3) 複写及び複製の禁止
- (4) 提供資料の返還又は廃棄義務
- (5) 事故があった場合の報告義務
- (6) 使用又は管理に係る検査に応ずる義務
- (7) 損害賠償の義務
- (8) その他個人情報保護のため必要と認められる事項

(委託等に伴う措置)

第4条 市長は、条例第12条の規定により個人情報取扱事務を委託する場合又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に公の施設の管理を行わせる場合には、委託契約書等に次

に掲げる事項を明記するほか必要な措置を講ずるものとする。ただし、事務の内容又は性質により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 改ざん、滅失、き損等の防止
- (3) 個人情報取扱事務の目的以外の目的による収集、利用及び第三者への提供の禁止
- (4) 再委託の禁止又は制限
- (5) 複写及び複製の禁止
- (6) 提供資料の返還又は廃棄義務
- (7) 事故があった場合の報告義務
- (8) 処理状況に係る検査に応ずる義務
- (9) 違反行為があった場合の契約の解除及び損害賠償の義務
- (10) その他個人情報保護のため必要と認められる事項

(平19規則35・一部改正)

(開示請求の方法)

第5条 条例第15条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書(様式第2号)によるものとする。

2 条例第15条第1項第3号の規定により市長が定める事項は、開示の区分並びに本人に代わって代理人が個人情報の開示を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び未成年者若しくは成年被後見人又は本人の委任による代理人の別とする。

3 条例第15条第2項(条例第20条第4項及び第22条第2項において準用する場合を含む。)に規定する個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものは、次に掲げる書類のいずれかであって請求しようとする者の氏名及び住所が記載されているもの並びに戸籍謄本その他請求資格を有することを証明する書類(代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。)とする。

- (1) 健康保険の被保険者証
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 前各号に掲げるもののほか、通常本人以外の者が所持していることがないと認められるもの

(平27規則19・一部改正)

(郵送等による請求)

第6条 条例第15条、第21条又は第21条の2の規定により請求をしようとする者は、郵送等によりその請求をすることができる。

2 前項の場合において、請求しようとする者は、個人情報開示請求書又は第9条の個人情報訂正等請求書に併せて、前条第3項各号に掲げる書類のうち複数のもので写し及び戸籍謄本その他請求資格を有することを証明する書類(代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。)を提出しなければならない。

(平19規則35・平27規則19・一部改正)

(開示請求に対する決定の通知)

第7条 条例第16条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 個人情報を開示することと決定した場合 個人情報開示決定通知書（様式第3号）
- (2) 個人情報の一部を開示することと決定した場合 個人情報一部開示決定通知書（様式第4号）
- (3) 個人情報を開示しないことと決定した場合 個人情報非開示決定通知書（様式第5号）
- (4) 開示請求を拒否することと決定した場合 個人情報開示請求拒否通知書（様式第6号）
- (5) 開示請求に係る個人情報が存在しない場合 個人情報不存在通知書（様式第7号）

2 条例第16条第4項（条例第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、個人情報開示（訂正等）決定期間延長通知書（様式第8号）により行うものとする。

（第三者に関する個人情報の開示決定通知）

第8条 条例第19条第2項の規定による通知は、開示請求者以外のものに関する情報が含まれている個人情報開示決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（訂正等の請求の方法）

第9条 条例第22条第1項の訂正等請求書は、個人情報訂正等請求書（様式第10号）によるものとする。

2 条例第22条第1項第4号の規定により市長が定める事項は、本人に代わって代理人が個人情報の訂正等を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び未成年者若しくは成年被後見人又は本人の委任による代理人の別とする。

（平27規則19・一部改正）

（訂正等の請求に対する決定の通知）

第10条 条例第23条第2項の規定による個人情報の訂正等（一部の訂正等をする場合を含む。）をすることと決定した旨の通知は、個人情報訂正等決定通知書（様式第11号）によるものとする。

2 条例第23条第3項の規定による個人情報の訂正等をしないことと決定した旨の通知は、個人情報非訂正等決定通知書（様式第12号）によるものとする。

3 条例第23条の2の規定による個人情報の提供先への通知は、個人情報訂正等通知書（様式第12号の2）によるものとする。

（平19規則35・平27規則19・一部改正）

（写しの交付に要する費用）

第11条 条例第24条第2項に規定する費用については、岩見沢市情報公開条例施行規則（平成14年規則第19号）第7条の規定を準用する。

（交付部数）

第12条 個人情報の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

（諮問の通知）

第13条 市長は、条例第25条の規定により審査請求を岩見沢市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した場合、審査請求人に対し、諮問したことについて、審査会諮問通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（平28規則7・一部改正）

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。
(岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正)
- 2 岩見沢市事務分掌条例施行規則(昭和53年規則第35号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(岩見沢市事案決裁規則の一部改正)
- 3 岩見沢市事案決裁規則(平成12年規則第2号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(岩見沢市情報公開条例施行規則の一部改正)
- 4 岩見沢市情報公開条例施行規則(平成14年規則第19号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(岩見沢市情報公開審査会規則の一部改正)
- 5 岩見沢市情報公開審査会規則(平成14年規則第20号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則(平成19年9月18日規則第35号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成27年10月2日規則第19号)
この規則は、平成27年10月5日から施行する。
附 則(平成28年3月31日規則第7号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

個人情報取扱事務届出書

岩見沢市長

様

実施機関名

㊤

岩見沢市個人情報保護条例第6条に基づき、次のとおり届け出ます。

事務の区分	全庁共通事務・固有事務		
届出年月日	年 月 日	事務の開始・変更・廃止 年 月 日	年 月 日
担当部課名			
事務の名称及び内容			
事務の目的及び個人情報を取り扱う理由			
個人情報の対象者の範囲			
個人情報 記録項目	基本的事項	家庭生活	資産・収入
	心身の状況	社会生活	思想・信条等
	その他 □ ()		
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（条例上の根拠：条例第7条第3項第○号該当） <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 民間法人・団体 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 私人 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
個人情報の経常的な提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 民間法人・団体 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含む（オンライン結合 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有） <input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含まない（全て手書き処理）		
個人情報の記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 録音テープ <input type="checkbox"/> 録画テープ <input type="checkbox"/> 磁気テープ等（電子計算機を利用する記録方法） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
備考			

※「変更」の場合は変更後の取扱内容を、「廃棄」の場合は廃止する直前の取扱内容を記入する。

様式第2号(第5条、第6条関係)

個人情報開示請求書

年 月 日

岩見沢市長 様

住所
氏名
連絡先
電話番号

岩見沢市個人情報保護条例第15条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 開示の区分(希望する開示方法の番号を○印で囲んでください。)	(1) 閲覧 (2) 写しの交付

代理人による請求の場合には、次の3及び4の欄にも記入してください。

3 本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	電話番号
4 代理人の区分(該当する番号を○印で囲んでください。(3)は、特定個人情報に係る請求の場合に限ります。)	(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人	

次の5から9までの欄は、記入する必要がありません。

5 請求者の本人確認	(1) 健康保険の被保険者証 (2) 運転免許証 (3) 旅券 (4) その他()
6 請求資格確認	(1) 法定代理人() (2) 本人の委任による代理人() (3) その他()
7 受理年月日	年 月 日
8 担当部課等	部 課 係 電話 (内線)
9 備考	

注1 請求の際には、請求者であることを証明するために必要な書類(健康保険の被保険者証、運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。

注2 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合には、注1の書類のほか、その資格を証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。

注3 本人の委任による代理人が開示を請求する場合には、注1の書類のほか、本人の押印がある委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

様式第3号(第7条関係)

個人情報開示決定通知書

岩第 号
年 月 日

様

岩見沢市長 印

年 月 日に開示請求のあった個人情報について、岩見沢市個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおり開示をすることと決定したので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容					
2 開示の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 午後	時 分	
	場 所				
3 問い合わせ先	部 課 係 電話 (内線)				
4 備 考					

- 注1 指定された開示の日時の都合が悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
- 2 開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、請求者であることを証明できる書類(健康保険の被保険者証、運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、その資格を証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 4 本人の委任による代理人による請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、本人の押印がある委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

様式第4号(第7条関係)

個人情報一部開示決定通知書

岩第 号
年 月 日

様

岩見沢市長

印

年 月 日に開示請求のあった個人情報について、岩見沢市個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおりその一部の開示をすることと決定したので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容			
2 開示の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 午後 時 分
	場 所		
3 開示をしない部分の概要及びその理由	概 要		
	理 由		
4 開示をしない部分の開示をすることができる期日	年 月 日		
5 問い合わせ先	部 課 係 電話 (内線)		
6 備 考			

- 注1 指定された開示の日時の都合が悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
- 2 開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、請求者であることを証明できる書類(健康保険の被保険者証、運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、その資格を証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 4 本人の委任による代理人による請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、本人の押印がある委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。
- 5 4の欄は、開示をしない部分について開示をすることができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

教 示

様式第5号(第7条関係)

個人情報非開示決定通知書

岩第 号
年 月 日

様

岩見沢市長

印

年 月 日に開示請求のあった個人情報について、岩見沢市個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおり開示をしないことと決定したので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 開示をしない理由	
3 開示をすることができる期日	年 月 日
4 問い合わせ先	部 課 係 電話 (内線)
5 備考	

注 3の欄は、開示をすることができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

教 示

様式第6号(第7条関係)

個人情報開示請求拒否通知書

岩第 号
年 月 日

様

岩見沢市長

印

年 月 日に開示請求のあった個人情報について、岩見沢市個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおり開示請求を拒否することと決定したので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 開示請求を拒否する理由	
3 開示をすることができる期日	年 月 日
4 問い合わせ先	部 課 係 電話 (内線)
5 備 考	

注 3の欄は、開示をすることができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

教 示

様式第7号(第7条関係)

個人情報不存通知書

岩第 号
年 月 日

様

岩見沢市長

印

年 月 日に開示請求のあった個人情報については、存在しませんでしたので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 請求に係る個人情報が存在しない理由	
3 問い合わせ先	部 課 係 電話 (内線)
4 備 考	

教 示

様式第8号(第7条関係)

個人情報開示(訂正等)決定期間延長通知書

岩第 号
年 月 日

様

岩見沢市長



年 月 日に開示請求のあった個人情報について、岩見沢市個人情報保護条例第16条第4項(第23条第4項)の規定により、次のとおり開示(訂正等)をするかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

1 請求に係る個人情報 の内容		
2 岩見沢市個人情報 保護条例第16条 第1項(第23条第1 項)に規定する決 定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 期間を延長する 理由及び延長後の 決定時期	理 由	
	決定時期	年 月 日まで
4 問い合わせ先	部 課 係 電話 (内線)	
5 備 考		

様式第9号(第8条関係)

開示請求者以外のものに関する
情報が含まれている個人情報
開示決定通知書

岩第 号
年 月 日

様

岩見沢市長 印

あなたに関する情報が含まれている個人情報について、岩見沢市個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおり開示をすることと決定したので、通知します。

1 あなたに関する 情報の内容			
2 開示決定年月日 及び開示の日時	開示決定年月日	年 月 日 岩 第 号	
	開 示 の 日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
3 問い合わせ先	部 課 係 電話 (内線)		
4 備考			

教 示

様式第10号(第6条、第9条関係)

個人情報訂正等請求書

年 月 日

岩見沢市長 様

住所
氏名
連絡先
電話番号

岩見沢市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正等を請求します。

1 訂正等を求める箇所	
2 訂正等を求める内容	

代理人による請求の場合には、次の3及び4の欄にも記入してください。

3 本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	電話番号
4 代理人の区分(該当する番号を○印で囲んでください。(3)は、特定個人情報に係る請求の場合に限ります。)	(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人	

次の5から9までの欄は、記入する必要がありません。

5 請求者の本人確認	(1) 健康保険の被保険者証 (2) 運転免許証 (3) 旅券 (4) その他()
6 請求資格確認	(1) 法定代理人() (2) 本人の委任による代理人() (3) その他()
7 受理年月日	年 月 日
8 担当部課等	部 課 係 電話 (内線)
9 備考	

- 注1 請求の際には、請求者であることを証明するために必要な書類(健康保険の被保険者証、運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合には、注1の書類のほか、その資格を証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 3 本人の委任による代理人が請求する場合には、注1の書類のほか、本人の押印がある委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。
- 4 すでに個人情報の開示を受けたことを確認するために必要な場合には、個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

様式第11号(第10条関係)

個人情報訂正等決定通知書

岩第 号
年 月 日

様

岩見沢市長

印

年 月 日に訂正等の請求があった個人情報について、岩見沢市個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり訂正等を行うことと決定したので、通知します。

1 訂正等を求めた箇所及び内容	
2 訂正等をする箇所及び内容	
3 訂正等年月日	年 月 日
4 一部の訂正等をする理由(一部の訂正等を行う場合のみ記入)	
5 問い合わせ先	部 課 係 電話 (内線)
6 備考	

教 示

様式第12号(第10条関係)

個人情報非訂正等決定通知書

岩第 号
年 月 日

様

岩見沢市長

印

年 月 日に訂正等の請求があった個人情報について、岩見沢市個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり訂正等をしないことと決定したので、通知します。

1 訂正等を求めた箇所及び内容	
2 訂正等をしない理由	
3 問い合わせ先	部 課 係 電話 (内線)
4 備考	

教 示

様式第12号の2(第10条関係)

個人情報訂正等通知書

岩第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日に提供した個人情報について、岩見沢市個人情報保護条例第23条の2の規定により、次のとおり訂正等をしたので、通知します。

1 提供した 個人情報 の内容	
2 訂正等の 内 容	
3 訂正等の 年 月 日	年 月 日
4 問 い 合 わ せ 先	部 課 係 電話 (内線)
5 備 考	

様式第13号(第13条関係)

審査会諮問通知書

岩第 号
年 月 日

様

岩見沢市長 ㊟

次の審査請求について、岩見沢市個人情報保護条例第25条の規定により、岩見沢市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、通知します。

1 審査請求年月日	年 月 日	
2 審査請求の対象 となっている処分 の内容	個人情報の内容	
	決定の内容	(年 月 日 岩 第 号)
3 審査請求の内容		
4 諮問年月日	年 月 日	
5 問い合わせ先	部 課 係	電話 (内線)
6 備 考		

- 様式第1号（第2条関係）
（平27規則19・全改）
- 様式第2号（第5条、第6条関係）
（平27規則19・全改）
- 様式第3号（第7条関係）
（平27規則19・全改）
- 様式第4号（第7条関係）
（平27規則19・全改）
- 様式第5号（第7条関係）
（平27規則19・全改）
- 様式第6号（第7条関係）
（平27規則19・全改）
- 様式第7号（第7条関係）
（平27規則19・全改）
- 様式第8号（第7条関係）
- 様式第9号（第8条関係）
（平27規則19・全改）
- 様式第10号（第6条、第9条関係）
（平27規則19・全改）
- 様式第11号（第10条関係）
（平27規則19・全改）
- 様式第12号（第10条関係）
（平27規則19・全改）
- 様式第12号の2（第10条関係）
（平19規則35・追加）
- 様式第13号（第13条関係）
（平28規則7・一部改正）

○岩見沢市情報公開条例

平成14年3月25日

条例第2号

改正 平成15年9月19日条例第19号

平成28年3月22日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、開かれた市政の実現のため、市の機関が保有する情報の公開に関し必要な事項を定めるとともに、市の市民に対する説明責任を果たすことにより、市民と市との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において情報の公開の対象となる機関（以下「実施機関」という。）とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）上の執行機関としての市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議決機関としての議会をいう。

2 この条例において「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものであって、決裁等の事務処理手続が終了し、又は当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有及び管理しているものをいう。

3 この条例において「情報の公開」とは、情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(運用方針)

第3条 この条例の解釈及び運用に当たっては、情報の公開を求める者の意思を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(公開の請求ができるもの)

第4条 次に掲げるものは、実施機関に対して情報（第6号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報に限る。）の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に所在する学校に在籍する者
- (5) 市の区域内に不動産を所有する個人又は法人その他の団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(公開しない情報)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開しないものとする。

- (1) 法令の規定により公開することができないとされている情報

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令の規定により又は慣行として、何人でも閲覧することができるようにされている情報
 - イ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令の規定に基づく許可、認可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの
 - エ 実施機関の職員の職務遂行の内容に係るもの（当該職員の所属名、職名及び氏名を含む。）
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 人の生命、身体又は健康を法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、公開することが必要と認められる情報
 - イ 人の財産又は生活を法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる侵害から保護するため、公開することが必要と認められる情報
 - ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの
- (4) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの
- (5) 実施機関、市の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に関する情報であって、当該合議制機関等が議決等により公開しない旨を定めたもの及び公開することにより当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営を著しく損なうおそれのあるもの
- (6) 実施機関内部若しくは実施機関相互間又は実施機関と国等との間における審議、調査、検討等（以下「審議等」という。）の意思形成過程における情報であって、公開することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (7) 実施機関が行う監査、検査、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、試験、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (8) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報

(一部公開)

第6条 実施機関は、公開の請求に係る情報に前条各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離でき、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、非公開情報に係る部分を除いて、情報の公開を行うものとする。

2 前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る情報に非公開情報(第5条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、当該情報を公開することが公益上特に必要であると認められるときは、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該情報を公開することができる。

(非公開情報の存否に関する情報)

第8条 情報の公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否するものとする。

(大量公開請求に関する情報)

第9条 情報の公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開の決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、当該公開請求を拒否することができる。

(請求の方法)

第10条 情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公開請求に係る情報の内容及び利用目的

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、前条の規定による請求書を受理したときは、当該請求書を受理した翌日から起算して14日以内に情報の公開を行うかどうかの決定をするものとする。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、請求者に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公開しない旨の決定(第6条の規定により非公開情報に係る部分を除いて情報の公開を行う場合を含む。)をしたときは、前項の通知にその理由を付すものとする。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決

定をすることができないときは、同項の決定を行うべき期間を、同項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、延長する旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に関する情報に係る意見の聴取等)

第12条 実施機関は、公開等の決定をするに際して、公開請求に係る情報に市以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合で、前条第1項の決定に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開等の決定に先立ち、公開請求に係る情報その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第5条第2号ウ又は同条第3号アからウまでに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている情報を第7条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日をおかななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を当該決定に対し審査請求ができる旨と併せて、書面により通知しなければならない。

(平28条例6・一部改正)

(公開の実施)

第13条 実施機関は、第11条第1項の規定により情報の公開の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開を行うものとする。

2 実施機関は、情報の公開により当該情報の汚損又は破損のおそれがあるとき、第6条の規定による情報の公開を行うときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しを公開するものとする。

3 実施機関は、情報を閲覧するものが当該閲覧に係る情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときは、当該情報の閲覧を中止させ、又は禁止するものとする。

(費用の負担)

第14条 情報の公開に係る手数料は、無料とする。

2 この条例により情報の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

3 前項の費用は、前納とする。

(審査請求に関する手続)

第15条 実施機関は、第11条第1項の決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であるとき、又は当該審査請求の請求を容認するときを除き、岩見沢市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に係る裁決を行うものとする。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定を適用しないものとする。

（平28条例6・一部改正）

（情報公開・個人情報保護審査会）

第16条 この条例及び岩見沢市個人情報保護条例（平成15年条例第19号。以下「保護条例」という。）の適正な運営を図るため、岩見沢市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、実施機関の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審査し、又は審議する。

（1） 前条第1項の審査請求に関すること。

（2） 保護条例第25条第1項の審査請求に関すること。

（3） 情報公開制度に関すること。

（4） 個人情報保護制度に関すること。

3 審査会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

4 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任は妨げない。

5 審査会は、その所掌事務を行うため、必要と認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

6 審査会の会議は、非公開とする。

7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平28条例6・一部改正）

（適正使用）

第17条 この条例により情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用するものとする。

（他の制度との調整）

第18条 この条例は、法令の規定により情報の閲覧若しくは縦覧又は情報の謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合における当該情報については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館その他の市の施設において市民の利用に供することを目的として管理している情報については、適用しない。

（運用状況の公表）

第19条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について公表するものとする。

る。

(情報の提供)

第20条 実施機関は、この条例による情報の公開のほか、市政に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第22条 第16条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第18号で平成14年12月5日から施行)

(適用区分)

2 この条例は、平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した情報について適用する。

(市長の調整等)

3 市長は、この条例による情報公開制度の円滑かつ統一的な実施を図るうえで必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、情報の公開に関して助言、調整等を行うことができる。

附 則 (平成15年9月19日条例第19号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日条例第6号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

岩見沢市建設部モニタリング指針

平成 2 5 年 7 月

岩 見 沢 市 建 設 部

目次

1	指針の目的	2
2	モニタリングとは	2
3	基本的な考え方	2
4	実施手順	3
	《指定管理者が主体で行うモニタリング》	3
	《建設部が主体で行うモニタリング》	4
5	全体スケジュール	5
6	法令条例内容	6
	(別紙1) 月分 モニタリング評価表	7
	(別紙2) 四半期分 モニタリング評価表	8
	(別紙3) 年度モニタリング評価表	9
	(別紙4) 四半期分 ・ 年度モニタリング施設所管課評価表	10

1 指針の目的

この指針は、岩見沢市建設部が所管し、指定管理者が管理する施設について、さらに効率的・効果的な管理運営とサービス向上を図るために実施するモニタリングに関し、必要な事項を定めるものである。

2 モニタリングとは

モニタリングとは、指定管理者制度に関わる業務の履行に関し、関係法令等を遵守し、協定書及び仕様書に沿って適切かつ確実なサービスが提供されているかを確認する手段である。

また、安定的継続的なサービスの提供が望めるかという視点から、指定管理者をチェックする一連の体制のことをいう。

3 基本的な考え方

- (1) モニタリングの実施に伴って、指定管理者は業務の履行報告・改善を行い、建設部は公共サービスの水準を維持するための履行確認・改善勧告・監視に努める。
- (2) 定期的なモニタリングに基づいて運営改善策のフィードバックを繰り返すことで、継続的に公の施設のサービス水準を高めるサイクルの構築を図る。
- (3) 適正なサービスの継続的な提供を確保するためには、モニタリングを通じて、必要に応じた対策を厳格な姿勢で示さなければならない。

4 実施手順

《指定管理者が主体で行うモニタリング》

(1) モニタリング実施手法

① 履行確認（自己評価）

指定管理者は、評価表（別紙1、2、3）を用い、毎月、四半期ごと、年度ごとに業務内容等を報告する。また、毎月（別紙1のみ、下記評価基準参照）自己評価を行い、評点についての理由を説明する。

ただし、施設の性格や設置目的等により、評価項目は変更することができる。

評価基準（全モニタリングで使用）	点数
優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

②利用者アンケート

指定管理者は、自己の費用をもって、利用者サービスに関するアンケート（設問及び様式は任意で設定できるが、施設全般に対する満足度についての項目を必ず入れること（5段階評価、満足・やや満足・普通・やや不満・不満）を適切な手法により実施する。

(2) 改善

指定管理者は、モニタリングの結果を適宜当該施設等の運営及び維持管理に反映するものとする。

(3) 報告

指定管理者は、建設部に次のとおり報告する。

①毎月（翌月10日までに報告）

- ・月分モニタリング評価表（別紙1）

②四半期毎（四半期毎の翌月10日までに報告）

- ・四半期分モニタリング評価表（別紙2）

③年度毎（翌年度4月30日までに報告）

- ・年度モニタリング評価表（別紙3）

《建設部が主体で行うモニタリング》

(1) モニタリング実施手法

① 履行確認（評価主体者：施設所管課）

四半期毎に指定管理者からの報告（四半期分モニタリング評価表（別紙2））と職員による立入調査に基づき、四半期分モニタリング評価表（別紙2、別紙4）を用いて評価を行う。また、指定管理者を対象としたヒアリング、立入調査、さらに年間を通したモニタリング結果に基づき、年度評価表（別紙3、別紙4）を用いて評価を行う。ただし、施設の性格や設置目的等により、評価項目は変更することができる。

② 自調査

判断材料が不十分で履行確認ができないと判断した場合、利用者に対する聞き取り調査等、状況に応じた手段を用いて独自調査を行う。

(2) 評価

四半期評価は7月（4月～6月）、10月（7月～9月）、1月（10月～12月）、4月（1月～3月）の末日まで、年度評価は当該年度の翌年度5月31日までに行う。評価結果は指定管理者に通知する。ただし、施設の性格や設置目的等により、評価項目は変更することができる。（評点については、前述した指定管理者の自己評価と同様。）

(3) 改善指示等

評価表における評点が低い（評価表の平均評点が3点に満たない場合、又は、評価項目中1点の評点がある場合。）等、指定管理者による管理になんらかの疑義がある場合は、指定管理者に対して改善指示を行い必要に応じて指導・助言を行う。改善指示は、書面により行う。改善指示を実施した場合にあっては、必ず改善の措置状況について、書面により報告を求める。

5 全体スケジュール

実施 時期	実施主体	
	指定管理者	建設部（所管課）
通年	利用者アンケート (集計は四半期毎)	連絡調整
毎月	提出 自己評価 別紙1：翌月10日まで	指定管理者からの報告を受ける。
四半期毎	提出 自己評価 (アンケートを実施したときは用紙 の回収・集計・分析をし、記入) 別紙2：四半期毎の翌月10日まで	指定管理者からの報告を受け、ヒア リングや立ち入り調査により評価を行 う。 別紙2、別紙4：四半期毎の翌月末日 まで
年度毎	提出 自己評価 別紙3：翌年度4月30日まで	指定管理者からの報告を受け、ヒア リングや立ち入り調査により評価を行 う。 別紙3、別紙4：翌年度5月31日ま で

6 法令条例内容

地方自治法第244条の2第7項

指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

地方自治法第244条の2第10項

普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

地方自治法第244条の2第11項

普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条

市長等は、施設の管理の適正化を期するため、指定管理者に対し、管理の業務及び経理の状況等に関し、定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項

市長等は、指定管理者が法令の規定に違反したとき、第6条の協定に違反したとき、前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第8条第1項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、速やかに、管理を行わなくなった施設及びその設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を受けたときは、この限りでない。

令和 年 月分 モニタリング評価表

施設名	指定管理者
	管理者 印
	記入者 印

営業日数	利用者数 (人)			収入見込額(円)	
	個人	団体	計	施設利用料	他収入
日					

評価対象	評価項目	評点	評点理由
職員の基本的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は仕事内容を十分に把握しているか。 ・ 職員は名札を着用しているか。 ・ 職員の接客態度は問題ないか。 		
管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設全般（建物、設備、備品、外構、駐車場、植栽等）において、機能・美観が良好な状況に保たれ、利用に支障をきたし、問題が発生するような状況のまま放置されていないか。 		
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開の取組、個人情報等の管理は十分な対応をとっているか。 		
清掃業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレットペーパー、消毒用品、手洗い用石鹸は常に補給されているか。 ・ 全体的（敷地内全て）に、見た目が清潔に保たれているか。 		
避難経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路に障害物はないか。 		
施設案内表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設案内表示は見やすい位置に設置されているか 		
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の平等な利用が確保されているか。 ・ 利用手続きはスムーズにできるか。 ・ 講座、イベントの運営は滞りなくできたか。 ・ クレームの処理は適切に行っているか。 		

令和 年度 四半期分 モニタリング評価表

施設名 _____

指定管理者 _____

《指定管理者記入欄》

年度区分	営業日数	利用者数(人)				達成率 A/B(%)	収入見込額(円)				達成率 C/D(%)
		個人	団体	計(A)	年間利用者 見込 (B)		施設 利用料	他収入	計(C)	年間収益 見込(D)	
前年度	日										
本年度	日										

アンケート結果(次回目標設定根拠についてコメントを記入)

年度区分	回答件数	満足度	前回	今回	次回目標値	目標値設定根拠
前年度	件					
本年度	件					

8

苦情について

苦情件数	苦情内容	苦情に対する対応
件		

総評(総合的に判断したコメント)

《施設所管課記入欄》

指定管理者		施設所管課	
-------	--	-------	--

令和 年度 年度モニタリング評価表

施設名 _____

指定管理者 _____

《指定管理者記入欄》

年度区分	営業日数	利用者数(人)				達成率 A/B(%)	収入見込額(円)				達成率 C/D(%)
		個人	団体	計(A)	年間利用者 見込 (B)		施設 利用料	他収入	計(C)	年間収益 見込(D)	
前年度	日										
本年度	日										

年度区分	収支計算(円)				利用者一人あたりの 指定管理料 F/A(円)	総経費に占める 指定管理料 F/G(%)
	施設利用料	他収入(E)	指定管理料(F)	計(G)		
前年度						
本年度						

6

アンケート結果

年度区分	回答件数	満足度
前年度	件	%
本年度	件	%

総評(総合的に判断したコメント)

《施設所管課記入欄》

指定管理者		施設所管課	
-------	--	-------	--

令和 年度 四半期分 ・ 年度モニタリング施設所管課評価表

評価対象	評価項目	評点					評点理由	
施設の管理業務に対する基本方針	・職員は業務内容を十分に把握しているか。	5	4	3	2	1		
	・職員は名札を着用しているか。	5	4	3	2	1		
	・職員の接客態度は問題ないか。	5	4	3	2	1		
職員の配置、職員研修計画	・職員の配置は提案書どおりに配置されているか。	5	4	3	2	1		
	・職員の変更は速やかに建設部に届け出ているか。	5	4	3	2	1		
	・職員の研修は実施しているか。	5	4	3	2	1		
	・職員の研修の内容は適切か。	5	4	3	2	1		
サービスの向上	・利用者サービスの向上が図られているか。	5	4	3	2	1		
利用者のニーズの把握と苦情処理の対応	・利用者のニーズの把握と苦情処理の対応は適切に行われているか。	5	4	3	2	1		
管理保守点検業務	《建物》	・清掃は適切に行われているか。	5	4	3	2	1	
		・法定保守点検は点検内容、時期等が法令基準に基づいて実施され、選任資格者の責任によって計画・実施されているか。	5	4	3	2	1	
		・不都合が生じた場合の報告を適正に行っているか。	5	4	3	2	1	
		・修理、更新が必要な場合は原因等を含めて速やかに報告しているか。	5	4	3	2	1	
		・修繕工事は適切であったか。	5	4	3	2	1	
	《設備・備品・什器》	・点検によって異常が認められる場合は、速やかに修繕、交換、分解整備、調整等を行っているか。	5	4	3	2	1	
		・不都合が生じた場合の報告を適正に行い、修理、更新が必要な場合は原因等を含めて速やかに報告しているか。	5	4	3	2	1	
		《外構》	・点検によって異常が認められる場合は、速やかに修繕、交換、分解整備、調整等を行っているか。	5	4	3	2	1

令和 年度 四半期分 ・ 年度モニタリング施設所管課評価表

評価対象	評価項目	評点					評点理由
	・修理・更新が必要な場合は原因等を含めて速やかに報告しているか。	5	4	3	2	1	
《植 栽》 《各種管理記録等の整備保管》	・修繕工事は適切であったか。	5	4	3	2	1	
	・見栄え良く管理されているか。	5	4	3	2	1	
	・各種業務計画書が整備、保管されているか。	5	4	3	2	1	
	・点検記録は整備、保管されているか。	5	4	3	2	1	
	・整備・修繕・事故・故障の履歴は整備、保管されているか。	5	4	3	2	1	
	・業務日誌等は整備、保管されているか。	5	4	3	2	1	
経理の方法	・適切な経理の処理がされているか。	5	4	3	2	1	
経費の縮減	・経費の縮減は図られているか。	5	4	3	2	1	
個人情報保護	・個人情報の保護に関する措置は適切か。	5	4	3	2	1	
防犯・防災・緊急時の対応	・防犯・防災に関する取組は適切か。	5	4	3	2	1	
	・警備業務は計画書に基づいて実施されているか。	5	4	3	2	1	
	・不審者に対するの適宜質問、警察へ通報する等のマニュアルを作成しているか。	5	4	3	2	1	
	・鍵等の管理は適切か。	5	4	3	2	1	
	・緊急時における連絡体制及び職員の対応は適切か。	5	4	3	2	1	
	・緊急時におけるマニュアルは作成されているか。	5	4	3	2	1	
その他事項	・指定管理者の提案事項は実施されているか。	5	4	3	2	1	
	・自主事業の取組は計画通りに実施されているか。	5	4	3	2	1	
合計点数	合計(点 / 点) 平均(点 / 5点)						